

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会

第1回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成25年8月2日（金）9：30～11：59

2. 場所 経済産業省本館地下2階講堂

3. 議題

(1) 事務局・オブザーバー説明

・安永電気事業制度企画調整官より資料5-1, 5-2に基づき説明

(2) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

それでは、定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第1回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、上田資源エネルギー庁長官より一言ご挨拶がございます。

○上田資源エネルギー庁長官

おはようございます。

資源エネルギー庁長官の上田でございます。本日はお忙しいところ早朝から、また暑い中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

本日から、この総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会制度設計ワーキンググループというのを始めさせていただきたいと思います。この前提は、ご案内のとおり、電気事業法の改正ではございます。大変残念ながら、4月に国会に提出いたしました電気事業法の改正案は廃案という形になったわけではございますが、これにつきましては、私どもといたしましては、改めて臨時国会に提出をし、成立を図ってまいりたいと思います。茂木大臣からも、「さはされども、改革のスケジュールは遅らさない」ということをおっしゃっておられまして、私どもといたしましても、こういった法案が通る場合に備えながら、さらに制度設計を進めてまいりたいと思うわけではございます。

この改革の大きな目的は、電力の安定供給、電気料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業

者のビジネスチャンスの拡大ということでありまして、私どもの成長戦略あるいは規制改革といった面でも非常に重要な課題になっているわけでありまして。この電力システム改革というのは、長年の懸案でもあり、また、将来の日本経済の基盤を支えるものであります。後世の評価にたえるような、60年ぶりの大改革の魂を込めていく作業ということであると考えておりまして、精力的なご審議をぜひよろしくお願いいたしたいと思っております。

ありがとうございました。

○安永調整官

それでは、プレスの皆様の撮影はここまでとさせていただきます。傍聴は可能でございますので、引き続き傍聴される方はご着席いただければと思います。

それでは、まず、お配りしております資料2に基づきまして、委員のご紹介をさせていただきますと思います。

まず、有識者の委員として、横山明彦座長、それから稲垣隆一委員、大橋弘委員、辰巳菊子委員、林泰弘委員、松村敏弘委員、圓尾雅則委員、山口英委員。

それから、事業者の委員として、東北電力の中野春之委員、中部電力の前田英範委員、関西電力の野田正信委員、中国電力の瀧本夏彦委員、電源開発株式会社の寺島一希委員、エネットの遠藤久仁委員、F-Powerの沖隆委員でございます。

また、本日の議題に関係の深い事業者、機関の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。電力系統利用協議会（ESCJ）の江川様、それから、大口自家発電施設者懇話会の白木様、それから、SBエナジー株式会社の、本日、藤井副社長様のご出席のご予定でございました。資料にもそのように記載させていただいておりますけれども、本日、ちょっと急遽事情によりましてご出席ができなくなりまして、SBエナジー株式会社の部長の児玉様に代わりにご出席をいただいております。それから、日本風力発電協会の永田様にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして、御礼申し上げます。

なお、本ワーキンググループは、総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会、7月まで、電力システム改革専門委員会でした。名称が変わっておりますけれども、電力システム改革小委員会の伊藤元重委員長の権限によりまして設置され、また、委員と座長の選任につきましても、伊藤元重委員長の権限により選任されたことをご報告いたします。

それでは、以降の議事進行は、伊藤元重委員長より指名されました横山座長にお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○横山座長

ただいま、本ワーキンググループの座長にご指名いただきました、東京大学の横山でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

電力改革システム専門委員会の報告書が春に生まれて、かなりの時間がたちました。その間にも太陽光発電を初めとします、たくさんの再生可能エネルギーが導入をされつつあります。本資料の最後にも大まかなスケジュールがございますけれども、2015年の開始を目指しているいわゆる広域機関は、実システムを持つ、この再生可能エネルギーを融通する世界にも類のない、いわゆる広域的な協調を行う組織ではないかというふうに思っております。資料にも出ておりますけれども、2016年のシステムの本格運用に向けて準備を進めていかないといけないということで、非常にタイトなスケジュールになっております。私は、技術者でございますので、技術的にも立派なものをつくっていただきたいと思っておりますが、実質的に十分機能するものをつくっていただくこと、そして効率的にそれを進めていくという組織を今後、皆さんの知恵によってつくっていくのが非常に重要でないかというふうに思っております。また、次回以降も議論させていただきます、全面自由化に向けての詳細制度設計におきましても、やはり十分な安定供給ができるものを制度的に担保するというのは非常に重要ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、短い期間ではございますけれども、皆様に活発なご議論いただきまして、よりよい詳細制度設計に向けて行っていきたいと思っておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、座らせていただきまして進めさせていただきたいと思っております。

資料確認はよろしいですか。

それでは、まず、お手元の資料の3と4に基づきまして、安永さんより本委員会の設置の趣旨及び議事の取り扱い等についてご説明をお願いしたいと思います。

お願いします。

○安永調整官

お手元の資料3でございます。このワーキンググループの設置の趣旨でございます。

ことしの2月に、電力システム改革専門委員会の報告書が取りまとめられ、ことしの4月には、政府として「電力システムに関する改革方針」を閣議決定いたしまして、2020年までに実現すべき工程などが示されたと。この方向性に沿って、現実的なスケジュールのもとで着実に進めていくと。そのための実務課題を検討するためのワーキンググループの設置ということでございます。

それから、資料の4でございます。

原則として、このワーキンググループは、配付資料、議事ともに公開。個別事情によって非公開にするものがある場合には、座長の判断によってそのようにさせていただくということでござ

います。

○横山座長

ありがとうございました。

本ワーキンググループの議事の取り扱いにつきまして、特段のご異議がございませんでしたら、このようにさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは、早速議論に入りたいというふうに思います。

まずは、本日の議題に関する資料につきまして、事務局さんのほうからざっと説明をいただきまして、その後、まとめて議論をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、安永さんのほうからご説明をお願いしたいと思います。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

配付資料でございますけれども、一番最後に参考資料の1と2をお配りしております。参考資料の1は、メインテーブルのみ配付させていただいておりますので、傍聴の方のところにはお配りしておりませんが、参考資料1は、ことし2月の電力システム改革専門委員会の報告書でございます。ホームページ等でもごらんいただけるものでございます。

それから、参考資料2は、この報告書を受けまして、ことし4月に閣議決定をいたしました政府の改革方針でございます。今後、これらを踏まえて制度設計のご議論をこのワーキンググループで進めていただくということで参考配付をさせていただきました。

それでは、本日の議題についての資料をご説明させていただきます。

事務局から資料5-1、5-2の2つをお配りしておりますけれども、まず、資料5-1をごらんいただければと思います。

まず、広域的運営推進機関についてでございます。

専門委員会の報告書や電気事業法の改正案におきまして、どのような業務を行うのかということが大まかに示されておりますけれども、2ページに、その既に示されている大まかな業務を記載しております。本日は、これを一層具体化した内容の案をお示ししてご議論いただきたいと思います。時間の関係で、なるべく手短にご説明させていただきますことをお許しいただければと思います。

3ページ、この広域機関が全国で1つ設立され、関係する電気事業者とのどういう関係になるのかというイメージが3ページ。

それから4ページ、現在ございますE S C J（電力系統利用協議会）との違いを示しておりました、一言で申し上げますと、大幅にこの広域機関においては機能が拡大されるということでございます。

この後、資料は大きく分けて、前半が業務の内容、後半が組織・運営に関する内容となっておりますが、まず業務のイメージについてご説明をいたします。

7ページから9ページにかけまして、短期から中長期まで、それぞれの断面でこの広域機関がどのような役割を果たすのか、7ページでは、10年といった中長期の需要の予測や供給力の把握、信頼度の評価、それから9ページでは、日々の連系線の運用や需給逼迫時の融通の指示などの業務を行うということなどをまとめております。

10ページでは、需給計画や系統計画につきまして、これまで、一般電気事業者が国に届け出るということが中心でございましたけれども、今後は、すべての電気事業者の方々がこの広域機関に計画を提出し、広域機関が必要な調整を行って国に提出する仕組みになるということをもまとめております。

11ページ、今後の検討課題として供給力の把握の方法、それから、広域機関だけではなくて、エリアの系統運用者にも計画の提出が必要ではないかといったような点を記しております。この11ページに論点ということで記載しておりますけれども、この後のページでも、論点ということで何カ所か記載をしておりますが、これはきょうこの場で決めていただく論点ということではなくて、今後、決めていかなければならない事項としてこのようなことがあるという意味で記載をしております。具体的に今後、国がさらに政省令で決めていくもの、それから組織を設立して運営していく際に事業者や広域機関の側で決めていくことというのが今後それぞれ出てまいりますけれども、その際にこういった論点にあるようなことを決めていかなければならないという趣旨でございます。

それから13ページ、この広域機関が予備力の管理や信頼度の評価も行うこと。その際に、需要想定を行う機能をやはり現在以上に強化をしていく必要があるということ、あるいは例えばネットワークといったようなものも、需要を見る場合に今後は取り込んでいく必要があることなどをまとめております。

それから、14ページから、これまで一般電気事業者の内部ルールであったものも含めまして、広域機関がルールをつくって広域での需給調整を行うという基本的考え方をまとめております。具体的な内容は15ページ以降に取り上げております。

15ページ、広域連系線を作業のためにいつとめるかといった計画について、今後は広域機関が主体となって、影響を受ける事業者と調整を行うこととしてはどうかという考えを記してござ

す。

16ページ、17ページでは、これまで電話連絡あるいは手作業で行っていた連系線利用の処理を自動化いたしまして、実際に電気が使われるのとはほぼ同時に近いタイミングでも、この連系線の利用をどれだけ流すというようなことを連絡したり、調整・変更したりできるようにするという一方で、例えば東京の発電機を使って大阪の工場の需要変動に合わせて電気を送るとか、こういう連系線の利用ができるようにする、そのためのシステムをこの広域機関が持つということを示しております。

それから、18ページ、19ページ。例えば、東北地方ではもうこれ以上、風力発電がふえた場合には需給の調整ができないといったときに、これまでの仕組みですと、もうこれ以上、風力が入られませんということになるわけですが、このように1つのエリアで周波数調整が難しくなる場合に、周波数の変動を例えば東京電力管内の大きな調整力で飲み込むと。こういった調整の仕組みを広域機関を中心に実現していこうということをもとめております。

20ページ、21ページでは、需給逼迫時の緊急時の調整につきまして、これまでは国から電気事業者への供給命令という仕組みがございましたけれども、今後は、広域機関が各電気事業者に融通の指示、あるいは電源の焚き増しの指示、こういったことを行えるようになること。また、国会に提出いたしました電気事業法の改正案では、国がIPPのような電気事業者ではない事業者の方にも供給命令を出せるような仕組みになるということをもとめております。

22ページでは、これまでご説明したこういった広域機関の機能を果たしていくためには、広域機関がみずから幾つかのシステムを持つ必要があるということをもとめております。

23ページでは、広域機関が連系線や基幹系統への電源の接続の受け付けを行うこと。それから、これが単なる窓口ということではなくて、接続の可否の判定について、広域機関みずからもその妥当性を検証できる機能を持つことも必要ではないかといったことをもとめております。

24ページと25ページでは、送電線の空き容量、あるいはどこであれば発電所がつけられるのかといった系統情報の公開、これを広域機関が行うこと。これは連系線だけではなくて、各エリアの基幹送電線についても行うべきではないかということをもとめております。

なお、26ページと27ページでは、電力システム改革専門委員会で系統の情報公開はもう直ちに実施すべきという議論がございまして、昨年12月にガイドラインを示しております、その後の取り組みをご参考までにまとめております。具体的には、28ページから30ページのところで、例えば各電力会社のホームページでこういった情報が見られるようになっておりますというような進捗状況ということをもとめております。

31ページでは、これまでご説明した広域機関の機能を実現するためには、広域機関が各電力会

社の中央給電指令所で把握している情報と同様の情報を常時把握する必要があるのではないかと
いうことをまとめております。

それから、37ページ以降では、この機関の組織・運営についてまとめております。

37ページ、まずこの広域機関の場所はどうするのか。電力会社の給電指令所並みの機能を持つ
組織を2年後の2015年を目途に設立するためには、早く場所を決めない間に合わないというこ
とがございまして、ここではまず、場所を決めるに当たってどういう要件が必要か。災害時に融
通の指示を行ったりする機関になりますので、そう簡単に停電しない施設であること、耐震性が
十分であること、通信手段もしっかり確保されていること、既存施設をうまく活用すべきこと、
あるいは利便性の高い場所にあることなどをまとめております。

この37ページの右下のところでは、入札などの透明なプロセスで決めることが望ましい。ただ、
機関が何しろ設立されておりませんので、その入札をする主体がないということで、誰がどうや
ってこの候補地を探すのかといったような論点も記載しております。

それから、38ページでございます。この38ページの図に記されました組織は、電気事業法の改
正案で定めた一般的な認可法人の枠組に従って定めた枠組でございます。今後は、このページの
資料の論点ということで吹き出しを幾つか書いておりますけれども、ここで書いた論点、総会の
議決権をどうするのか、重要事項を審議する評議員はどのような方に入っていただくのか、理事
はどこからどういった人に来ていただくか、あるいは、事務局の中立性はどうか確保するの
かといった点をまとめております。

これらを今後決めていくに当たりましての考え方として、1枚おめくりいただいて39ページ。
まず、総会とは何をやる機関なのか。40ページでは、どういう議決権の決め方があるのか。一事
業者1票ということは必ずしも公平とは言えない。例えばE S C Jのように、発電事業であると
か送電事業といった事業区分ごとに対等にするというような考え方もあるのではないかと
いう点をまとめております。これはさきの国会で電気事業法の改正案の審議があった際にも、こ
ういう実質的な公平性を確保する。単なる1人1票ということではないガバナンスを検討して
いく必要があるという点を41ページでご紹介しております。

それから、42ページ、重要事項を審議する評議委員会ではどのような事項を審議すべきか。例
えば、ガバナンスや各種の計画策定をこの評議委員会で審議いただくこととしてはどうかとい
った点をまとめております。

それから、43ページ、これまでご説明いたしました業務内容からすると、非常につかみでござ
いますけれども、100人から200人程度ぐらいの組織になるのではないかと
いうことで、組織の大
まかなイメージということ
でまとめております。

44ページでは、発電事業者とのかかわりについてまとめております。

ちょっと複雑なのですけれども、この広域機関は、すべての電気事業者が加入する組織でございます。現行の電気事業法では、例えばIPPの方や風力事業者など、多くの発電をやっておられる方は電気事業者ではないために、この広域機関に加入できないということになります。その一方で、3年後の全面自由化の時点では、この電気事業法の事業者区分が変わりまして、こういったIPPや風力の事業者などの方は発電事業者という電気事業者として位置づけられることになるのではないかと。これは今後検討していく、このワーキンググループでも次回以降、議論させていただきたいと思っておりますけれども、このように事業者区分が変わってくるということでございますので、2年後に広域機関が発足する時点では、多くの発電事業者は会員ではないと。しかし、3年後には会員になると。そうしますと、発足当初の1年だけは会員になれないということが生じますので、こういったいずれ発電事業者になる方は、それぞれのご希望によりまして、例えば準会員のような形で広域機関の運営に何らかのかかわりが持てるようにすべきではないかと。これは特に、先行して広域機関を設立する発起人になる方々で、こういった点をちょっと留意しながらやっていただく必要があるのではないかとということでまとめております。

47ページでございますけれども、広域機関の業務運営の方法を定める業務規程において記載をする事項のイメージをまとめております。これら、国の認可事項になります。ガバナンスに関する事項、あるいは業務の実施方法として、何をルール化すべきかが論点になります。

それから、48ページと49ページでは送配電等業務指針。これは、送配電業務のルール、例えば送電設備の形成のルール、あるいは系統運用のルールなどを定めて国の認可を受けることになるものでございますけれども、ここで、どのようなルールを定めるべきかについてまとめております。

50ページでは、広域機関においても苦情相談、紛争処理を行うこと。その際、例えば電力会社に対する苦情を、この機関の電力会社の出身の方が受け付けるというのはなかなかうまくいかないという側面もあるのではないかとということで、この広域機関の中でも紛争処理についてはある程度、中で独立性を持たせるといったことを考えてはどうかという論点をまとめております。

それから51ページ、この機関の業務運営に必要な資金はどのように手当をすべきか。会員組織でございますので、会費によることが基本になりますけれども、規模の小さな電気事業者の方にとっての会費負担というのは、場合によっては参入障壁になるのではないかとご指摘。これはさきの通常国会の電気事業法の審議でも指摘をされておりまして、これは会費で負担するにしても、いずれにしても、最終的には何らかの形で電気料金に反映されてくるということを考えますと、それから、この組織はすべての電気事業者に裨益する業務を行う組織であるということ

考えますと、個別の会費ですべての運営を賄うということではなくて、例えば託送料金によって手当をするということも考えられるのではないかと、むしろ合理的なのではないかというようなことをまとめております。

53ページでは、現在のE S C Jにおいても、広域機関に対して一定の資産や免許の引き継ぎを行う準備を進めていただく必要があるということを示しております。

54ページ、大まかなスケジュールをお示ししております。一番左から、まず政府において検討が必要なこと。それから、これを受けて事業者において設立の準備が必要なこと。その後、設立の認可申請を行い、認可がされて、2015年を目途に設立となると。

それから、連系線の利用などのシステムにつきましては、3年後の2016年を目途にスタートさせることになるということをもとめたものでございます。この電力システム改革専門委員会の報告書では、1時間前市場というのを3年後の2016年にスタートするということにされておりますけれども、これは、この広域機関の連系線利用の自動化のシステムが2016年にスタートするということで1時間前市場が技術的に成立するようになるということで、この3年後を目途にスタートさせるということとしておるものでございます。

56ページ以降は、現在のE S C Jについての参考資料でございまして、ご説明は省略をさせていただきます。

大変ご説明長くなって恐縮ですけれども、続けまして、資料5-2につきましてご説明をさせていただきます。

卸電力市場の活性化に向けた取り組み状況でございますけれども、これにつきまして、ちょっとまず、口頭で恐縮ですけれども、背景を若干、補足説明させていただきたいと思っております。

電力システム改革専門委員会では、この卸電力市場における取引量が日本の販売電力量の1%にも満たないと。それから、海外でも自由化に際しまして、既存の電力会社にはその保有する電源を強制的に一定程度市場に出させるとか、こういった措置をとられていることもあるということで、やはり今回、我が国でも自由化に際して、既存の電力会社に強制的に電源を出さざるべきじゃないかという議論が、かなりございました。この議論の過程におきまして、一般電気事業者の方から、いろいろ自主的に取り組みを進めていきたいと。例えば、余剰電源は全量市場に投入しますと。あるいは、卸電気事業者、具体的にはJ-Power（電源開発株式会社）の既存契約を見直して、一般電気事業者以外にも売れるようにするといったことなどが表明されまして、この専門委員会の結論としては、電力会社の自主的な取り組みをまず進めると。これを有識者委員会などでモニタリングしていくと。その結果、自主的な取り組みでは不十分という場合には、やはり強制措置も検討していく。こういうことが電力システム改革専門委員会の報告書では盛り込ま

れたという経緯がございます。

本日は、その取り組み状況のモニタリングの第1弾ということで、電力会社が表明した自主的取り組みが実際にどのように進んでいるのか。電気事業法の国会審議でも、マーケットがこんな貧弱ではだめじゃないかと。どういうふうな取り組みを進めていくのかということも国会でも幾度も質問されたように、関心の高い分野でございます。今回、まだその取り組みが始まったばかりでございますので、まだまだこれからでございますけれども、現状をまとめてご報告させていただければということで資料をご用意いたしました。

資料5-2でございますけれども、まず2ページ、電力システム改革専門委員会の報告書に盛り込まれました、モニタリングをすべき事項についてご参考としてまとめております。

3ページと4ページにおきましては、今後のモニタリング項目をさらに具体化をして整理いたしました。

3ページでは、事業者はどのような取り組みをしたのかという観点からの整理、それから4ページは、その結果、市場の競争状態はどうなったのかという観点からの整理。今回、モニタリングをしきれていない部分もありますけれども、こういった観点で整理を進めているということでございます。

5ページが結果のサマリーでございますけれども、6ページ以降のデータを用いまして、かいつまんでご説明をさせていただきます。

7ページ、スポット市場への売り入札ですけれども、この自主的取り組みの表明を踏まえて、前年比で大体5倍に増えております。

8ページ、その増えた要因として、日本卸電力取引所においてブロック商品を導入した効果が大きいのではないかということでございます。ブロック商品とは何かを9ページに参考に記載しております。

それから10ページ、一方で売りの入札は5倍に増えたわけですが、約定量は大体1.4倍程度の増加という結果でございます。

11ページ、約定する可能性が高い約定価格近辺での厚みが2倍程度に増えているということで、まだポテンシャルがあるのではないかとということでございます。

それから12ページ、約定量の増加に合わせて約定価格が増加をしております。

それから、13ページと14ページ、これは試しに試算をしてみました。ボラティリティが、市場の厚みが薄いので、高いのではないかとということをよく言われるわけでございますけれども、試算をしてみますと、さほど高くないということでございますけれども、これは評価の仕方など、よくわからない部分もありまして、今後、研究する必要があると思っております。

16ページ、電力システム改革専門委員会で指摘があり、また、その自主的な取り組みの表明のあったそれ以外の事項についてのモニタリングの結果でございます。

まず、常時バックアップ料金の見直しということが指摘をされておりましたけれども、その見直しの内容と実績件数の結果でございます。

それから部分供給、1人の需要家に対して複数の事業者が供給をするという形態でございます。これはほとんど実績がなかったわけございまして、これを推進するためにガイドラインの策定ということ電力システム改革専門委員会の中で行いました。その結果として、実績が42件出てきております。

それから、短期相対融通。電力会社間の短期の相対融通は取引所の取引に移行すべきと、市場へ移行すべきということが指摘されておりましたけれども、これにつきましては、一部の電力会社の一部の取引にとどまっているという状況でございます。

それから、J-Powerの電源の切り出し。実績が1社のみという状況でございます。

それから、最後に、一般電気事業者の越境供給、いわゆる電力間競争。これは全国で以前からある1件のみで、新たな実績はないという結果でございます。

17ページ以降で、個別各社の取り組み状況をまとめております。時間の関係で、個別にご説明をいたしませんけれども、北海道電力の場合を例に見方をご説明いたしますと、まず18ページで、最初にご説明をいたしましたモニタリング事項について、北海道電力ではどういう取り組みをされたかということの状況を記載しております。それから、19ページでは、スポット市場への電源の供出量、約定量。右側では、予備率を超える電源を出すということになっていた。実際に予備率との関係でどのような出し方をされているのかと。これは算定が非常に難しい面がございまして、かなり生煮えといえますか、暫定値でございますので、そういう意味でもう少し精緻化が必要、できるのではないかと考えておりますけれども、そういう前提でお出しをしております。

それから20ページ、売買両建ての取引。これをなるべく行っていくという自主的な取り組みの表明がございましたけれども、それをどのように行っているか。行っている場合の売りと買いの値差、スプレッド、それから限界費用との関係は後ほどご説明をさせていただきます。

21ページ、短期相対融通取引の市場移行や常時バックアップ、部分供給、J-Powerの電源切り出しの状況についてまとめております。

このような形で電力会社の自主的な取り組みの状況を9社個別に、22ページ以降、お示しをしております。

資料の一番最後の63ページをごらんいただければと思います。

ここでは限界費用との関係について、どこの会社か、あるいは価格水準が幾らなのかというの

はわからないような形に加工いたしまして、限界費用との関係をお示ししております。表の下のほうに一般的な発電燃料単価を表示しておりますけれども、大ざっぱに申し上げますと、これは余剰電源の市場への供出ということでございますので、大体、石油火力の価格帯近辺が多くなっているという状況でございます。

今回、データを取りまとめお示しをいたしましたけれども、この結果がよい結果なのか、あるいは悪い結果なのかという評価を行っておりません。モニタリングは今後も継続的に行う予定でございまして、どういった評価をしていくのか、評価項目、評価方法なども私どもも今後研究をもっと進めていかなければならないというふうに考えておまして、きょうのところはこういう形でまとめたものをご提示させていただきましたので、これも後ほど、もしご指摘があれば、コメントいただければと思います。

大変長くなりましたが、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。たくさんの内容を要領よくまとめていただきました。

時間は一応11時半までを予定しておりますが、議論の状況によっては30分ほどの延長をお願いするかもしれませんので、あらかじめご了承くださいと思います。

議論の進め方ですが、先ほどの最初の資料5-1の広域的運営推進機関の業務及び組織について、また資料5-2の卸電力市場の活性化につきまして、ご自由にご議論をいただきたいというふうに思いますが、議論の状況によっては、特定のテーマに絞って議論させていただくこともあるかというふうに思います。

時間は、先ほど言いましたように、11時半または延長で12時までですので、たくさんきょういらっしゃいまして、18人、20人弱いらっしゃいますので、90分から2時間弱で一人しゃべっていただきますと、7～8分ぐらいになるかというふうに思いますけれども、要領よく、また簡潔にご発言をいただければというふうに思います。

ご発言をされる方はお手元の名札を立てていただいて、ご指名いたしますので、よろしく願います。オブザーバーの方も、ご発言をされる際には名札を立てていただいて、よろしく願いをしたいというふうに思います。

また、関連する発言をご希望される場合には手を挙げていただければ、委員の方がご発言されて、それに関係するいろいろなご質問とかご意見をおっしゃりたい場合には手を挙げていただければ、名札とは別に、先にご発言いただきますので、いつもの方法といっても、きょう初めてですが、電力システム改革専門委員会の方法でやらせていただきたいというふうに思いますので、どうぞ活発なご議論をお願いしたいと思います。

それでは、早速、議論に入りたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。もうどなたからでも結構ですので、名札を立てていただければというふうに思います。

それでは、永田さんのほうからまずお願ひしたいと思います。

○永田オブザーバー

ありがとうございます。日本風力発電協会の永田でございます。オブザーバーが最初というのは恐縮でございますけれども、風力発電協会は、231社加盟しておりまして、風力発電設備の80%をカバーしております。その意見を集約したものとして申し上げたいと思います。

まず最初に、今回のお考えですと、風力発電事業者、他電気事業者も含めて、供給計画を提出するとか、そういう公共的な責務を負う一方で、公益事業としての性格をいただけるということでございますけれども、これは非常にありがたいことでございます。今までは、例えば保安林の解除などの許認可をいただくときに、それは公益事業ではないだろうと言われることが非常に多かったわけで、私利私欲のためにやっている事業に何故そのようなことをしなければならぬのかという反応が結構あったわけですが、そういう障害が取り除かれるという意味では非常にありがたいことでございますので、ぜひこの方向で進めていただきたいというのが第1点でございます。

第2点は、今回の資料を拝見していると、電力の運用、既存の設備を前提とした運用のほうに重点が置かれているように受けとめられます。一部には書いてはあるものの、設備の計画のほう、即ち需給が満たされている場合は当然大丈夫なのですが、足りなくなってきた場合に、どこをどうするのか、新しい送電線の建設とか系統強化とかをどうするのかという、設備建設の部分が余り議論されていないのではないかと思います。ですから、各電力会社の需給計画を、語弊はありますが、単にホチキス止めするだけというのではなくて、今回の新しい組織が、ここが足りないのだからこういう建設をするという頭腦的な機能も持たれるわけでありまして、そこで日本全体の電力の需給を検討されるのはもちろん、ここに送電線を引けば再生可能エネルギーはもっと入るのではないかとか、そういう観点からもぜひご検討賜ればというのが第2点でございます。

第3点は、風力発電は、それぞれ見ると、非常に変動して不安定というようなことを言われるわけですが、風力発電協会が東大の荻本先生にデータを提供して検証して頂いた結果、なるべく広い地域で風力発電を見ると、それぞれのランダムな現象が総体としては平準化されるという平準化効果というのが認められてきたわけでございます。それを発表した直後に、その結果を受けて四国電力さんが、今まで45万キロワットしか風力発電は入らないと言われていたのを60万キロワットにふやされています。こうした風力発電の平準化効果は徐々に認められてき

ておりますので、こういう大きなネットワークをプール運用で考えていただくときには、こういう面からの検討もぜひお願いしたいと思っております。それで拡大の方向へ向かっていただければ非常にありがたいということでございます。

4点目も運用のほうになるわけですが、EUでは優先給電というのが非常に一般化されたルールになっており、例えば深夜に電力が余ってきたときに何から止めていくかという際には、先ずは火力から止めるとか、最後の最後に風力などの再生可能エネルギーを止めるという優先給電のルールがかなり一般化していると聞いておりますので、今回の運用のルールの検討に当たっても、ぜひそういう面からのご検討もいただきたいということでございます。

最後に5点目でございますけれども、非常に重要な問題であります。現在、風力発電からの受け入れ可能量につきましては、各電力会社が系統を見ながら、このぐらいい入るということを算定されているわけでございますけれども、どうも最近のESCJを通じた検討を見ておりますと、各電力会社の考え方というのがかなりバラバラだということがわかってきました。一例を申し上げますと、揚水発電で風力の変動をバックアップするというような考え方を取り入れている電力会社と入れてない電力会社とがあります。例えばアイルランドは、揚水発電と組み合わせた風力の導入を進め、風力発電は170万キロワットまでにふえたということに関西大学の安田先生も指摘されているところであります。揚水発電がすべてではありませんが、安全度の見方とか、系統の安定とか保安の問題等々、各電力会社のルールが違っているということが数多くありまして、それは厳しいほうに統一されては困るのですけれども、ここまでは許せるのではないかと期待してありますので、ぜひよろしく願いいたします。

少し長くなりましたけれども、ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。いろいろ技術的なご要望をいただきましてありがとうございました。ぜひ検討させていただきたいと思っております。

それでは、ほかにかがでしょうか。

じゃ、稲垣委員からお願いします。

○稲垣委員

関連なのですけれども、広域機関が需給計画と系統計画に対してどういう責任を持つのか。この制度設計の中で明確になるようなものがあると望ましいというふうに思うんですね。

29条は、供給計画は各事業者がつくる、推進機関が取りまとめて大臣に提出すると、こういう構造になっているんですね。

具体的にいうと、事業者が提出してきます。そして、いろいろな議論を踏まえて、知見に照らして推進機関が検討するとはなっているんですけども、この検討の評価基準を誰がつくるのか。当然、機関がつくるんだと思うんですね。機関がどの範囲までつくれるのか。先ほどの委員の指摘にもあったわけですけども、やはり安定供給とか将来の需給の関係とか見通しとか、それから、長官がおっしゃった国全体の競争力とか全体を見て、あるべき方向を定めると。それに従って全体の需給計画をつくっていくという作業になると思うんですね。じゃ、それは誰がつくるのかと。誰の責任でやるのかという問題があって、個別の事業者に責任を負わせられる範囲というのは限られているので、政策部分についてはこの機関にするのか、大臣にするのか、別にするのか、その辺が制度設計の中で明確になるといいというふうに思っています。願わくば、やはり一定の責任と権限をこの機関が持つということが望ましいのではないかというふうに思います。

例えば、需給逼迫時には、いろいろな指示の権限があったり、それから別の電源をつくるとか、そういうことができるという権限規程が条文の中に入っています。供給計画については具体的に条文の中にはないわけですけども、これについては必要な事項の調査とか情報提供義務というのは別の情報に規定しているわけですから、その枠組をきちっとつくって、評価基準もつくる権限と責任を機関に与えて、それに伴う情報を提供させるということができるような制度設計が望ましいというふうに思っています。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

そのほかに何かございますか。

じゃ、林委員のほうからお願いいたします。

○林委員

早稲田大学の林でございます。電力技術関係の研究等を行っている者でございます。

大きく3つございまして、まず1つ目が、1つ目の資料の20ページになりますけれども、需給逼迫緊急時の調整ということでございまして、これが今回、非常に肝になると私自身は思っています。ここに基本的な考え方がございますけれども、災害とか電源トラブルによる需給逼迫時で、本当に最後のとりでということでこの広域機関があります。その中で特に、資料にも書いてありますが、あらかじめ国の認可を受けた業務規程に基づきやっていくということなのですが、その中で、下の図でございまして、広域的運営推進機関が電気事業者、将来的には右側の方々も広く入った中で、焚き増しとか需要の抑制とか電力融通を指示ということがあるわけですが、そういうのを具体的にちゃんと、災害のレベルとか電源トラブルのレベルをまずしつ

かり分けて、どのレベルでどの処理をどんな順序で、そしてどんな基準で行うかというのをきっちりケース分けしていただきたいと思います。

というのは、強い権限を持ちますし、最後、日本がピンチになったときに、この方々が説明責任を問われるということがあるわけですから、そのときにこのちゃんとしたルールに基づいてやったということもありますし、さらに、本当に大変な場合は、ある意味、権限ということで、裁量の部分も何かしら課さなきゃいけないこともあるかもしれませんけれども、そこもしっかり議論していただいてやっていただきたいということが1点目でございます。

2点目がシステムの話でございますけれども、お手元の資料の22ページをちょっと見ていただければと思います。先ほど申し上げましたけれども、最後のとりでをきちんとして、需給調整を安定供給に資するというのはやっぱりそのシステムに依存すると思うのですが、その情報処理システムの中で、広域的運営推進機関の中で連系線利用管理システムとか広域周波数調整システムとか、これまでにないものが入ってくるという中で特にご考慮いただきたいのは、再生可能エネルギーが入ってきたりして発電側で変動がありますし、さらに需要側、使う側も、いろんな料金のメニュー等で変動が不確定になってきます。要は、発電側の変動も容易に予測できませんし、負荷側の変動も容易に予測できなくなるといった中で、多種多様な監視データとか計測データが大量に上がってくるわけです。そういった中できちんとそういったものに対応できるシステムづくりをぜひお願いします。特にお願いしたいのは、ICT系の技術というのは、進展は非常に早いです。ですから、きちんとしたシステムをつくっていただいて、そういうICT系の技術、早い変化にきちんと対応できるような強靱で柔軟なシステムづくりというのをぜひお願いしたいというのが2点目でございます。

あと、3点目ですけれども、38ページになりますが広域機関の人材の話でございます。結局、電力技術というのは、最後は人ということで私はいつも思っているのですが、広域機関の組織という中に、最後の日本のとりでを司る、責任ある技術者とか責任ある方々が職員に入るわけですが、そういう方々が、知識とか経験はもちろんなのですが、リーダーシップというか、ちゃんと、この方が言うのならば、日本の最後のとりでとしてこの人が言うのだったら間違いのないというような方をきちんと人選していただきたいということが要点でございます。

あと、さらに、場合によっては、立ち上げ時はしようがないのですが、例えば入り口のことでも少し考えていただきたい。要は将来、例えば我々が大学でいろいろ指導して、将来の技術者の卵とかを育てているわけですが、そういう人がこの広域機関のトップになることが将来の夢だというようになるぐらい、それくらい日本のフラッグシップ的な役割の機関ということでぜひ頑張っていただきたいと思っています。それは決してそのまま直結で入れということでは

なくて、ある事業者に入って、その中で修行した上で、最後はこのトップで、日本のトップを司るというようなことをちゃんとしないと、入り口の問題から踏まえていろいろあると思いますので、人材の出口も入り口もしっかり考えて拠点の形成をお願いしたいと思います。

以上3点です。どうもありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員のほうからお願いいたします。

○松村委員

最初に、ぶち壊すようなこと言って申し訳ないのですが、私は、最初の座長の発言が不満です。時間がこれだけしかない、これだけの人数がいる、7～8分の時間しかないので手早くしゃべれというのは、座長としては当然の発言かもしれませんが、したがって、これは座長の責任ではなく、むしろ事務局の責任だと思えますが、良くないと思います。システム改革委員会の時にも全く同じ発言をしました。公開の場で徹底的に議論するということが非常に重要。従来の審議会のように、大勢が集まり、それぞれ短い持ち時間があって、一巡話して、それぞれ言いたいこと言って終わり、実質は事前の電事連と事務局の調整で既に決まっている、というような古いタイプの委員会にするのではなく、おかしなことを言えば徹底的に反論される形で、公開の席で、委員間でやりとりをしながら徹底的に議論していくことが重要だった。それはこのワーキングでも同じです。

その意味では、今回これだけの多くのアジェンダがあり、これだけの時間しか設定されていないことが根本的な問題かもしれません。やはり時間は十分にとり、もし時間がとれないとすれば、今回でも無理矢理アジェンダを2つ入れないで、1つだけに絞るとかを考えて、最後まで徹底的に議論できるようにすべきだと思います。結果的には、議題が事務的なもので、そんなに長引かないことも十分予想されるわけですけれども、3時間とって2時間で終わるのは問題ないと思いますから、この点については今後十分な配慮をお願いします。今回は時間が無いということですので、今後議論できることは次回以降に回して、第1回に言うべきことを中心に話させていただきます。

公開の場で徹底的に議論することが非常に重要という点に関して、特に一般電気事業者から出ている専門委員には、公開の席で積極的アピールしていただきたい。システム改革委員会のときには、例えば1時間前市場は、事実上事業者から出てきた提案だったと理解しています。このような前向きな提案が公開の場できちんと出てきて、それをみなが認識すれば、これだけ前向きなことを言うてくれるのであれば任せても大丈夫だろうという信頼感にもつながると思います。今

回の資料の中にも一般電気事業者からの前向きな提案に基づく提案が幾つもあったと思いますが、そういうものについては今後も含めて積極的にアピールしていただきたい。

事前の調整があってはいけないとは思わない。意見の交換は、事務局との間、委員との間であってもいいと思いますが、くれぐれもそこだけで閉じないように。公開の場できちんと言うべきことは言い、逆に公開の場では恥ずかしくて言えないようなことを無理矢理ネゴシエーションの段階でねじ込むようなことは決してないようにお願いします。いずれにせよ事前の事務局と事業者の交渉、根回しで実質的なことは全て決まり、公開の場は単なる承認のためのお飾り、には決してしないよう、今後も注視していくつもりです。

2点目。第1回ですので、全体にかかわることを申し上げます。基本方針は既に決まっております、その方針のもとでの詳細な設計をするのがこのワーキングだということは最初に事務局から説明があり、安心しました。この点、決して、全ての委員が忘れないようにすべきです。もし万が一、その基本方針から外れた、今までの基本方針に関する議論をぶち壊すような議論が横行すれば、ただでさえ足りない時間が更に不足して、本来すべき詳細設計の議論できなくなります。このワーキングのミッションをきちんと考えるべきです。

幸い、システム改革委員会に参加していた委員が3人ここに残っていますから、そこから大きく逸脱した議論で詳細制度設計を混乱させるものが出てくれば、その3人が、私も含めて的確に指摘していくことになると思います。もし万が一、私自身が大きく逸脱した議論をしたら、残りの2人の委員の方が、お前の言っていることはおかしいとご指摘ください。

システム改革委員会の席で、利害関係ということをお八田先生が発言されたと思います。この点については、自分はどのような利害関係を持っているのかをはっきりさせてから委員会に臨むべきだということをお八田先生がおっしゃった。今、この場に八田先生がいらっしゃらないので、僭越ですが代って申し上げます。利害関係を一々言この場で発言しなくとも、公開情報からかなり明らかなので、私は、この委員会の席で一々発言する必要はないとは思っています。しかし一方で、公開情報で一定の利害関係があることをみなが知っている委員が中立者として参加し、その人がその利害関係のあるところに非常に有利な、偏った発言を連発すれば、公開の席で、非常に偏った人を選んでしまったということをお明らかにすることになる。そうなれば、その委員を選んだ側の責任ということになるのだと思います。その点、各委員は十分自覚して、利害関係のあるところに有利な発言ばかりしているというような、痛くもない腹を探られないよう、不必要な疑いを招かないよう、中立的な発言をお心がけていただきたい。

細かい点については、時間がないということなので、特に広域機関については、後ほどまた詳細な点は発言する機会あると思いますので、大きな方針のところだけで意見を申し上げます。

基本的な方針から逸脱するという事はないと思いますが、私が一番恐れているのは、表面上逸脱していないように見せながら基本的な方針を骨抜きにすることです。その骨抜きは、具体的に言うと、広域機関の役割をできるだけ限定的にする、広域機関をできるだけ小さくする、できるだけE S C Jの看板の架け替えだけで済ませようとする。骨抜きはおそらくこのような形で出てくると思います。これはシステム改革の、元々の趣旨に大きく反するものだと思います。一番わかりやすい骨抜きの動きは、広域機関の役割をできるだけ非常時に限定し、普段は重大な意思決定を伴わないルーティンワークだけしかやらせないようにする、重大な意思決定をするに足る人材を集めるのを阻む、と言う形で現れると思います。普段から一定の役割を果たし、情報を集めていない機関が、非常時に役割を果たせるとは思えない。基本方針では役割を非常時のみに限定しない整理になっているはずで

具体的には先ほどの議論に出てきましたが、基幹送電線、連系線などの計画は、実際には私はこの広域機関が担うべきだと思っており、そのような整理になってはいたはずで

一応、今回の資料でも建前はそうなっているけれども、各電力会社の送電部門が上げた計画にただ判を押すだけ、綴じて役所に出すだけという機関になってしまう可能性は、どんな法律を整備しても、やる気の無い人や利害関係者が運営すればあり得ると思います。あるいは、まるでアリバイ作りのように、毒にも薬にもならないことしか言わない、最後には電気事業者の言いなりになるおとなしい中立者を集めた委員会を形だけ作り、その委員会の提言に従って電気事業者の計画を常にそのまま認めるという、かつてのE S C Jのような機関にしないように、実際にきちんと各電力会社が持ってきた計画を審査し、連系線が足りないのであれば増強すべきだと言える人材を集め、実質的な計画、審査機能を持たせることが非常に重要だと思います。この点については、今後議論されるときにまた発言させていただきます。

次に、卸取引市場のところでは、まず確認です。資料5-2の16ページまでのところは、あくまで市場の評価であって、自主的取り組みの評価ではないことは一応確認させてください。例えば、ブロック商品を導入した結果として取引量が増えても、自主的な取り組みの結果ではない。少なくとも一般電気事業者の自主的な取り組みの結果ではない。取引所の自主的な取り組みということとして評価するという事はあると思いますが、取引所が改革した結果として、今までブロック商品がないから供給できないという言い訳ができなくなったというだけのことであって、その結果取引量がふえたとすればそれは事業者の自主的な取り組みの結果ではない。そういうつもりで書いているのではないと思いますが、その点は確認させてください。

それから、ボラティリティです。日本では事実上の上限価格があります。インバランス料金から決まってくる事実上の上限価格がありますから、そもそも、その結果として低くなるのは当然。

ボラティリティが低いことを流動性が十分にあることの結果だと考えるのはそもそもおかしい。それから、システム改革委員会の席でも散々言いましたが、流動性が極端に低いことは、新規参入者のビジネスモデルを著しく制約します。電源を建てて参入しようとする時に、電源が立ち上がるまでの間は市場で調達して、その後は自前の電気を売る事業計画を立てても、買いを一定程度入れた瞬間に価格が上がってしまう程流動性が低ければ、この計画ではとても採算とれません。逆に、電源を立ち上げてしばらくは取引所で売り、需要を開拓した後自分で売る事業計画を立て、少し売りを出したとすると、急に価格が下がってしまうほど流動性の低い状況だとすると、そもそも新規参入できません。だから市場の厚みが必要なのです。この点は既に散々言ってきたと思います。これだけの短期間だと、当然、そのような事業計画で入ってくるのが活発になるのはまだ難しい段階だと思います。実際に発電所建てるまでには時間かかりますから。そうすると、ボラティリティが低いのは、余りにも流動性が低いので参入を諦めていて、したがって、そのような急激な売りも急激な買いも出てこないから、だからボラティリティが低いという可能性も十分ある。ボラティリティがそれほど高くないということをもって市場に厚みがある、流動性があると安直に判断しないようにしていただきたい。

それから次に、自主的な取り組みのところですが、この自主的な取り組みに関しては、第一印象は、これ見た中立的な人は皆そう思うと思いますが、自主的な取り組みは進んでいないという印象を持つと思います。一番わかりやすいのが、J-Powerの切り出しです。進んだ事業者もあることは認めますが、多くの事業者のところは継続協議中になっている。継続協議中と1年前に言われた、あるいは半年前でも私は納得しないのですが、半年前に出てきたなら、まだ理解を示す人もいるかと思いますが、今の段階でまだ継続協議中だということはほとんどやる気ないということはかなりはっきりと世の中に示したということだと思います。自主的な取り組みに任せてくださいとあれほどはっきり言ったのに、このていらくか、一般電気事業者の自主的取引など信頼に値しない、という印象を与えるものだと思います。

もちろん、取り組みはJ-Powerの電源の切り出しだけではないことは十分わかっているのですが、他の取引組を精査すれば、その印象を覆すほどに自主的な取り組みが進んでいることが認定される可能性は十分あるとは思いますが。しかしこの資料を見て自主的な取り組みが進んでいると判断するのは誤りだと思います。両建ての取引にしても、限界費用ベースの取引にしても、まだ精査していない。これから精査するという意思表示だと思います。

例えば、両建ての取引に関していえば、極端なことといえば、1メガワットの取引のところでも両建てを出すけれども、あとは出さないとしても、一応、今回の資料では両建取引しているとなってしまう。全くナンセンスです。もっと精査しないと、実際の取引組はわかりません。したがっ

て、これから精査していくということの、まだ頭出しの段階だと理解しています。

限界費用に関しては、恐らく電力市場整備課がその把握のノウハウをかなり修得していると思います。そこからも十分協力を得て、限界費用での応札という仮説に矛盾しないような行動になっているのかどうかをちゃんと見てください。起動に時間がかかる電源だから、スポット市場に出すのは難しいという説明に説得力があるかどうかは、先渡市場での行動を見て判断してください。先渡市場であれば、そのような言い訳はきかないと思います。先渡市場であれば、ザラ場ですから、限界費用で出すことが合理的ではないと思いますから、スポットで出すよりも実際の提示価格は高くなるのかもしれませんが、そこで十分な売り札は出していて、しかし、買いがなかったから落札されなかったので取引量が少なかったということがきちんと説得力のあるものかどうかに関しては、一般電気事業者のこれまでの実際の行動を見れば直ちにわかると思いますから、その点についても今後検証して行ってください。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

発言時間につきましては平均の時間を申し上げただけで、ぜひ十分に議論をしていただきたいというふうに思います。

それでは、大橋委員からお願いいたします。

○大橋委員

まず資料5-1のほうで、資料たくさんあるのであれなんですけど、まず大きな考え方として、自動化などの新しいシステム入れることによって、これまで不可能であった広域融通という部分が可能になるということはいいいことだとは思っています。

それを踏まえて1点、皆さんと違う角度からお話ししますが、こういった組織をつくるときの1つ気をつけなくてはならない点として、こういった組織が自己を目的化する傾向がある点だと思います。これはほかの組織を見てもそうだと思います。何が言いたいかというと、本来融通をしやすく、要するに、系統の運用を柔軟にしてやりやすくするということを目的としてつくった組織にもかかわらず、安定供給が主になってしまうというふうなことがあるのではないかと。つまり、系統を「守り」に入るといえることがあるんじゃないかと。そういうふうなことはやはりあってはならないし、そうした形での法人の認可なりなんなりという形をつくっていく必要があるんじゃないかなと思います。

とりわけこれは、いろいろ積み上げていくと、コストが非常にかかる話になると思うんですけども、それらを全て託送料金に乗せるという、もしかすると、組織の参加者はみんな痛みを

感じないで、かかるコストを全部乗せちゃうんじゃないかというふうな懸念を若干持っていました、そういう意味でいうと、同じシステムつくるのでも安く上げていただいたほうがいいし、効率的にさせていただいたほうがいい。そういうようなインセンティブってどう確保するのかなというのが資料からちょっと見えてこないの。ただ、どうすればいいのか、私にはちょっとまだ詳しくよくわかってないんですけども、そのあたりというのは十分配慮をしていくべきところなのかなというふうに思います。

それで、資料の5-2なんですけれども、そもそもの目的として、卸市場が十分機能しているのかどうかということはこの指標から見ていくのはなかなか実際問題としては難しいのかな、と正直言って思います。そもそも市場というのは十分に機能するということは何を意味しているのかということも多分見ていくのは非常に難しいので、そういう意味でいうと、ある意味、ボリュームがふえてきたとか、そういうふうなものを今のところ見るしかないのかな。ただ、最終的には制度できちっと固めていかないといけない話なんじゃないかと思います。

またアカデミックな観点で、ちょっと勉強しなきゃいけないかなと思っているのは、ボラティリティと参入との関係で松村先生おっしゃった点なんですけれども、ボラティリティが高いと参入が起きるのか、というのは若干よくわからなくて。つまりボラティリティが高いというのは、実務の観点でいうと、どうなんですかね。融資が比較的受けにくいような状況になる。参入するときって、必ず融資を受けなきゃいけないと思うんですけども、ボラティリティが高いという状況は実務的に参入を起こすのかはちょっと私よくわからなくて。いずれにしてもボラティリティは結果としてあるものであって、ボラティリティを人為的にどうこうするって話じゃないはずなので、そういう意味で数字を捉えるべきだと思います

すみません、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、寺島委員、遠藤委員、圓尾委員という順番でいきたいと思いますので、寺島委員、お願いいたします。

○寺島委員

ありがとうございます。J-Power、電源開発の寺島でございます。

私自身は、バックグラウンドが技術系、ネットワーク系の者なんでございますけれども、平成17年の制度改正ではE S C Jの設立と制度全般にかかわった者として、今般、この専門委員という形で貢献させていただきたいと思います。当社の場合は、発電だけではなく、ネットワークというところにも関与しておりますので、いろいろな形から専門委員としてお話しさせていただ

ければと思います。

その観点から、この新しい広域機関につきまして2点ほどお話しさせていただきたいと思っております。

まず1点目なんですけれども、先ほど、林先生のほうからも、20ページ、21ページで、需給逼迫時には法律に従って事業者さんへ指示をして、電源の焚き増し等で広域的な需給調整を行うことというような大きな権能とございますか、権限を全うするということに対して非常に大きな説明責任を負うということで、しっかりした機関でなきゃならないというお話をちょうだいいたしました。私も、これまでの経験からも非常に重要なポイントだと思っております。ただ、これにつきましては、私が思うに突然そのような逼迫状態で急にそういうことができるようなというのは非常に難しいことでありまして、正直申しまして、先ほど、稲垣委員や松村委員からも、さらには風力の協会の方からもありましたけれども、実は10年先、長期的なネットワークの整備計画や電源アクセス計画、その辺が7ページ、9ページにずっと書かれていると思っておりますけれども、さらには、そういうところから広域の予備力の調整の確保の状況、そしてさらには発電や送変電設備の停止調整、同時に、その停止調整に伴ったネットワークの信頼度評価、そして年間計画、月間、日間計画と、中長期からずっと一連つなぐ機能について、この新しい機関がやはり主体的に関与し、主体的にその業務を運営していかなければ、その当日、ある日、需給逼迫したときに、その責任を全うできないのではないのかなというふうに思います。逆に、そういうことをこうしていかなきゃいけないという立場を強く感じたところであります。

それからもう一つは、この資料全編にわたって、先ほどの事務局の安永調整官からのご説明全編にわたって感じたことなのですけれども、この広域機関のデザインの中で、現行の電気事業体制を前提とするのではなくて、第2段階のライセンス制のもとで、即ち、事業者カテゴリーというお話もガバナンスのところでは出たと思うんですけれども、この広域機関業務の実質運営状態からガバナンスに関していろいろな広域機関のファンクションについて、いってみれば事業ライセンス制のもとで発電、送変電、小売と、それぞれのライセンスを所有する事業の立場の者が、ある意味では競争環境下の中に入る事業分野もございますので、対等な事業環境に置かれるということを前提に置き、その前提を踏まえた広域機関のデザインでなければいけないんだろうなというのを強く感じたところでございます。

こういうふうにと受けて、今後、この広域機関につきましては関係事業者となられる方々、先ほどのご説明でも準会員さんという方になれば、いろいろな発電事業者も将来は会員になるということになりますので、多くの会員になる事業者さんとは連携として、今後、設立準備に入っていくことになると思うので、今のようなところを十分に念頭に置いて私ども対応していかなさ

やいけないのかなというふうに強く感じたところでございます。

以上2点でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員

ありがとうございます。新電力のエネットの遠藤です。

今回、広域機関の業務範囲や組織について整理していただきましたが、私ども新電力の立場からすると、競争環境整備という観点が重要であり、その観点から見ると、ここに書かれている内容は必要最小限のものであると認識しています。

今後、さらに詳細化、ブレイクダウンがされていくことになると思いますが、そのときに、この資料に書かれているからこれで十分だということではなくて、さらに踏み込んだ検討をしていくべきだと認識しております。特に広域機関の中立性に関わる項目というのは、これまでのシステム専門委員会等で委員の先生から何度も指摘されているように、非常に重要な問題だと思っております。

具体的に言いますと、理事などの役員や職員は、いかに中立的な人材で構成していくかということが重要になると思いますが、当然、理事や事務局の主要ポストだけではなくて、最終的には運用業務を担っている専門的な職員の方も含めて、出向ではなく、すべてプロパーという方向に持っていくべきだと考えております。これについては海外にも良い事例がございますので、そういったものを参考にする必要もあると思いますし、それから、すぐにというのはなかなか難しいのかもしれませんが、将来的な計画をきちんと立てて、今から準備をしておき、計画的に進めていくということが必要ではないかと思っております。

次に、業務の関連で申しますと、計画の提出ということについて意見を述べさせていただきます。報告書では新電力も今回から小売プレイヤーということで供給計画を提出するということになる位置付けられていますが、現状では、新電力の場合、恐らく10年先までの長期的な供給計画を立案するのは非常に難しい事業者も多いのではないかと思っております。例えば、10年先に発電所を建てるという計画そのものがなかなか立てづらいつつ、そういった計画を社内で作ったとしても、事業戦略上はぎりぎりの段階までそれを公表できないというようなことがあると思います。電力会社もこれから競争が激化してくると、そういう状態になるかもしれません。

それから、現状では新電力は電力会社と比べると、スポット市場や入札電源への依存度が高い。入札電源だと、大体、普通は1年単位で入札が行われますので、その都度、落札者が変わり、な

かなかそういった電源を長期に確保するというのは難しいという特性があります。

これまで、基本的には電力会社が供給計画を立ててきたので、余りそういった問題はなかったのかもしれませんが、これから新電力も同じような計画を提出するという事になったときには、当然、そういった事業特性を踏まえた計画の立て方、あるいは予備力の確保義務となると思いますが、特に義務量の設定に際しては、そういった特性を十分ご配慮いただきたいと思っております。

次に、広域機関について申しますと、今後、詳細ルールや様々な所内規程、組織規程等の細かいものつくっていくという段取りになると思いますが、そういったときにどういった体制で検討していくのか、まだわかりませんが、我々が最も心配しているのは、先ほど、松村委員からもありましたように、結局、細かいところに行けば行くほど、電力会社がいつの間にか思い通りに事を進め、我々から見ると骨抜きになってしまうということです。そういったことがないように、ぜひ資源エネルギー庁の方でも監視、ご指導をこれまでどおり強くやっていただきたいというのがお願いです。

それから、市場のモニタリングについても続けて言わせていただきますと、今回、評価を実施していただいたということにつきましては感謝を申し上げたいと思っております。最終的には、これが目指すところは競争環境の整備だと見ておりまして、その実現に向けて、今後もしっかりとフォローをしていただきたいとお願い申し上げます。

中身につきましては、先ほども少し出しましたが、卸電気事業者の電源の切り出しについて、これは電力システム委員会にて早期に実施することになりましたが、まだ多くのエリアで未実施ですので、早急に対応をお願いいたします。

それからもう一つ、常時バックアップの価格体系ですが、今回の評価は、負荷率が100%で、そのときの料金が従前の常時バックアップの料金と比べて安くなっているのかどうかという評価になっています。これは、私どもの視点から見ると、そもそもの価格水準自体がベース電源代替という考え方に照らしたときに高いと認識しております。

このため、相対的に安いというだけではなくて、絶対価格としてベース電源並みになっているのかという評価を、そういった検証を今後ぜひ行っていただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員のほうからお願いいたします。

○圓尾委員

まず最初に、松村先生のほうからお話ありました、利害関係を明らかにするというのは非常に大事な点だと思いますので、私に関して申し上げておきます。もちろん個人的には電力会社さんと何もやりとりはありませんが、会社としては利害関係があります。例えば社債発行であったり、エクイティファイナンスやM&Aなどを請け負うのが証券会社の仕事です。その観点では、利害関係は大いにあります。

ただ、私自身、いろんな証券会社を渡り歩いてきましたが、二十数年間、証券アナリストという立場で電力会社さんの経営状況を分析して、いろいろな雑誌等に意見を出してきました。その中で、こうやればもっといい業界になるのに、こうやればもっといい会社になるのに、何でこうしないのかという思いで結構厳しいことも書いてきました。電力会社さんの中には、私のことを敵のように思っている方がいっぱいいらっしゃると思います。そのストレートに考えを述べるスタンスは変えずに、この場でも発言していこうと思っていますので、何か発言が緩くなったと思われれば、ご指摘いただければと思います。

何点か申し上げます。まず、さっき寺島さんがおっしゃった、「広域機関が主体的に関与していかなくちゃいけない」というのはまさにその通りだと思います。このペーパーの31ページですが、いろんな情報が各社の中給だけではなく、広域機関にも上がってなければならないというのは、非常に大事なポイントだと認識しています。ペーパーの中には、これらの情報が把握されていることが必要最低限大事だと書かれていますけれども、私は、加えて、時間的にもラグなく把握できるという点も非常に大事なポイントではなからうかと思っています。

例えば、中給のもっと下のレイヤーから情報が上がる際、また中給に連絡をし、次に広域機関に連絡するというような二度手間をかけるのではなくて、クラウドみたいなイメージかと思えますけれども、中給からも広域機関からもアクセスできるところにきちっと情報を上げるシステム設計ができれば、こういった問題は解決できるのかなと思っています。ちょっと、流通部門に関しては全く素人なので、的を射ない発言かもしれませんが、それがまず1点目です。

それから、ガバナンスですね。後半の部分にありましたガバナンスについても非常に大事なポイントだと思っています。理事をどのような人数に分配するかとか、主要部門の部長を誰にするかとか、こういった要素も大事かとは思いますが、やはり実務をよく知っている方にやってもらわなくちゃいけない面もあると思いますので、私は評議会の位置づけ、役割が大事なのだろうと考えております。

この、ペーパーの絵を見ると、理事長が評議会のメンバーを指名する形になっていますが、もし理事長が特定の立場を擁護する人物であれば、中立性が形骸化してしまう懸念があります。よくわかりませんが、例えば経産大臣が認可するとか指示する形で、何かしら規制当局が関与する

ようなことができないものかと思います。

できれば、今のESCJの評議会がどういう状況なのかを、お聞かせ頂きたいというのが2点目になります。

それから、5-2の資料ですが、この状況じゃ物足りないといえばそうかもしれないとは思いつつ、私の認識としては、システム改革の報告書にありましたように、行く行くは、法的分離にせよ、機能分離にせよ、発電市場と小売市場でちゃんと有意な競争が行われれば、必然的に卸取引は増えていくと思っています。従って、今、松村先生がおっしゃったように、これじゃ全然物足りないという見方もできると思いますが、私は、これはこれで評価して良いと理解しています。

ただ、そうはいつでも、これも松村先生のご指摘ありましたように、J-Powerさんの切り出し問題というのは、私企業の契約ですし、私の理解しているところでは、両者の合意がなければ勝手には変えられない契約で、半永久的な契約になっていると思いますので、これは発電市場、小売市場で競争環境が起きたからといって、必然的に切り出しが起きるわけではありません。したがって、ここに対してのモニタリングは非常に大事だと思います。その意味では、もし可能であれば、この資料を見れば、中部電力さんだけが切り出されているけれども、他社はまだ実現に至ってないというのがどうしてなのかというのを知りたいところです。もし寺島委員とか、公の場で話せることがあれば、ご披露いただきたいというのが3点目になります。

余計なことを言えば、今、こういう電力需給の状況で切り出したとしても、基本的にはJ-Powerさんがもうかるだけという結果になりかねないと思いますし、それから、電力各社さんの今週発表された4-6月期の決算を見ても、北陸さん以外は全社赤字ですから、こういう状況で安い石炭火力を切り出すのはなかなか決断できない、というのは非常に理解できます。しかし、やはり半年1年かけて進んでないという点、さらには、進んだ会社もあるのに進んでない会社もあるという違いが何なのかを知りたいというのが3点目になります。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

幾つかのご質問ありましたけれども、最後にまとめて事務局、または必要なところからご回答いただければというふうに思いますので、後でまたまとめてご回答させていただきたいと思います。

それでは、続きまして辰巳委員のほうからお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。

私は消費者という立場なので、なかなかこういう専門的な話というのは難しい中で、松村先生からシステム改革委員会の委員ということでえらいプレッシャーをかけられて、緊張しております。

まあ、それはそれとしてですが、小口の需要家にこういうお話がどういうふうに……、すみません。広域的運営推進機関というものがどういうふうにつながるのかというのはまだまだわかりにくいと思っておりますけれども、一応、私の理解では、全面自由化につながる時の一番基盤となるものじゃないかなと、私たちからとってはですね、というふうに思っております。だから、ここがきちんと公正に機能してくれないと、何年か先にある小口の自由化というのに関しても、私たちが満足できる選択につながらないんじゃないかなという気がしますもので、ぜひ偏らないというか、きちんと公正に機能してほしいというのが希望です。

そういう意味からも、どの電力会社さんがどういうふうな状況にあるのかというのがなかなかわかりにくいです。要するに、発電されている状況、足りる状況、余る状況というのがですね。だから、そういうのも何か例えばスマートメーターなどを通すなどしてもう少し見えるといいのかなというふうには思っています。

そんな中で一番私たちにかかわってくるのは、恐らくお金の問題かというふうに思います。大きな組織が新しく立ち上がる、先ほど、大橋先生からもお話があったんですけども、そのあたりに関しても、料金の中でコストが見えにくくなってしまいうのもちょっと何となく、それでいいのかなというふうな気がしたりします。そういう意味から、コストも含めた組織の運営というものももう少しわかってくるといいと考えております。

あと、市場活用の5-2の話なのでですけども、こちらに関して先ほどのお話ともつながるんですけども、恐らく、この卸電力市場というのを活用しようという電力会社さんは、できるだけ自分たちの発電にコストをかけないで、安いのが市場にあれば、そちらから買いたいというふうなことをするためにこれはあるんだろうなと思いますもので、活発にこの市場を活用されている事業者というのは、もし、さっき言ったことが本当ならば、私たちの目線からすれば、非常に企業努力をなさっている電力会社さんかなというふうに見えるわけで、そういう意味では、今後でしょうけれども。先ほども評価があったように、出したのが5倍だとおっしゃっているけれども、1が5になるのと100が5倍になるとえらい違いがありますもので、ベースが少なかったから5倍になったんじゃないかな、というふうに思っております。だけど、それでも結果的に成立したのはわずかだったというお話です。

実を言うと、こういうお話も委員会の中に入って初めて、ああ、こういうことをしているんだとわかったわけで、なかなか一般の消費者にとっては電気のことというのはわからない状況にあ

ります。選択という話にいずれつながっていくのであれば、少しずつでも見せていただきたいと思います。そういう点からいうと、電力市場の活用というのをされているというふうなこともきちんと、電力料金のベースにも関係するわけですから、説明があるといいなと思っております。

それをどういうふうに見せるかという話ですけれども、一応先ほど、少し公表もしてきているとお話もあったもので、そういう評価とかも含めて見せていただけるといいのかなというふうに思います。

それからあと、もう一度、すみません、広域的運営機関に戻るんですけれども、私にとってわかりやすいところというので苦情処理というところがあったんですけれども、この部分というのは、恐らく関連する電力会社さん、発電事業者と言ったほうがいいのか、が自分の思うような接続してもらえないときとかに多分クレームになったりするんだというふうな気がするんですけれども、公開というのか、全部の苦情の内容を公開は難しいかもしれないと思うんですけれども、この中には一切、そういう苦情の取り扱いについての公開という話がないわけで、それはできるだけオープンにしていくことによって、次の苦情の削減というか、減らすことにつながると思います。こういうふうな相談をしたらこういうふうに戻事があったり、あるいはこういうふうな対応をしてくれているというのを外に向けてわからせていかないと、1つずつの対応だけで処理していたんじゃないかというふうにするので、この中にはそういう機能も必要かなというふうに思ったという次第です。

以上です。すみません、とりあえず。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、沖委員のほうからお願いします。

○沖委員

新電力をやっておりますF-Powerの沖でございます。今回のシステム改革のワーキングの最初のお話ということで、まず、広域的運用推進機関について、いろいろと意見が出ましたけれども、重複しない範囲で1点だけちょっとお願いといたしますか。

今回の機関をつくるときに、現在ありますE S C Jのルールブックですね。こういった分厚い資料ですけれども、これが恐らく大幅に変わるということはまず間違いないんですが、実は、そのルールブックを変えるというところで、例えば今回、新しい機関が周波数調整を行うと。再生可能エネルギーの新しい電源をたくさん入れるためには、当然、東北電力さん管内では賄い切れないものを50ヘルツ全体でやろうとか、そういったような広がりのためにやるという考えだと思

うんですけれども、こういうときに当然、東京―東北連系線の話も出る話だと思うんですけれども、例えば今、TBCの制御やっているといると思うんですが、それをもうチョイス的にいろんなものに変えていくといったようなルールが出てくるはずですね。そのときに地域間連系線のルールを変えていく作業がいっぱい出てくる。1つの例ですけど。そういった場合に、今ちょっとエネットさんもお話ありましたけれども、気がついたら骨抜きになっているといったようなことのご心配があるんですけれども、実は、こういったようなルールを改正するときには非常に肝になると。こういうときに最終的にでき上がったものがルールとして反映されますので、私が希望するというのは、一般電気事業者さんがこういったものを中心になって変えていかれるということは間違いないので、我々の素朴な疑問とか要望について真摯に聞いていただいて、新しいルールの中に折り込んでいただきたい。もちろん、これまでの送電の技術とかそういったものによる制約などもあると思うんですが、その辺の歩み寄りをしていただいて、新しいルールを一緒につくっていくといったような姿勢を見せていただければ大変ありがたいというのがまず1点でございます。

それから、資料5-2のほうにちょっと移りますが、今回のモニターの結果なんですけれども、実は、このF-Powerという会社ですけれども、皆さんはこの資料で一応、今回の市場の状況を初めてごらんになった方もおられると思うんですが、我々は毎日、市場で、大体10時ごろに毎日のスポットの結果が出ます。その結果を48コマですか、そのときの約定量とすべての価格、チェックします。毎日毎日、それを見ながら、自分たちの需給とその収支を調べると。こういった作業を延々ともう6年も7年もやってきました。その中で、今回のレポートを見て思った感想と、そこで課題といえますか、お願いというものをちょっとここでお話しさせていただきます。

今回のモニタリングそのものなんですけれども、今までにない、画期的なモニタリングということは我々も思っています。実際、玉出しに限界コストを入れていただくということで、量もふえました。これについては非常に評価されるべきだと思っています。

それから、今、遠藤さんもお話ししましたけれども、常時バックアップについても、これまでのようなものと違って、獲得した需要家のキロワットの3割を自動的に我々に供給いただくということも非常に大きな成果であったと思います。その結果を見て、ああ、よくできましたねというふうに今回の資料を見ていただくという目線よりは、問題は何だろうかとか、もっと変えていける何かないかという目線で、課題を見つけていくような形で見ていただきたいというのが実は今回のお話です。

もう少し具体的に申し上げますと、今回の資料ですけれども、ざくっと月別とかそういう形になっているんですが、実は、日別に見るとか、それから時間帯別に見ると、全然違った面があると。これは我々のような人間でないといけないんですけれども、そういったところを少し述べ

させていただきたいと思います。

まず、一番最後の63ページをちょっと、例でお願いしたいと思います。

この行の一番下なんですけど、単価のレンジとして石炭、石油とかいろいろ書いてありますが、その中の一番右側ですけれども、例えば揚水の（石油）と書いてありますね。この石油だけの揚水発電の入札価格がグラフに記載されています。我々の常識というか、考え方なんですけど、供給予備力が8%以上ある場合ですけれども、あまり石油焚きの揚水発電というオペレーションは考えづらいですね。それはなぜかという、当然ですけれども、昼間、一番高い石油火力を抑えるために揚水するわけですから、当然、一番高い石油で持ち上げても、経済的にはなり立たない。これが一般的な考えですので、東電さんが震災直後にやったいわゆる供給力ポンプですね。そういったものであれば、当然、足りない分を経済性を無視して上げるというお話あるんですけど、この話は経済性のポンプですから、当然、そういったものがこういった原資として価格の中に入ってくる。そういうことの方が少しなじめないというか、難しいなというのが印象にあります。

実態なんですけれども、恐らく、深夜の電気というのは、石油があるからもちろん入っているかもしれないけれども、LNG火力も部分負荷になっているはずだから、例えばですけれども、ポンプならば、LNG火力の原資、あるいはLNGと石油火力のミックスの形の価格のポンプといったのが現実に我々、想像ですが、あるのではないかなといったような、ちょっと細かい話ですが、そのような実際の感覚に近いものを挙げていただけないかなと思います。

この辺の限界コストのお話ですが、その点については今、経済産業省の中にもそういったお知恵のある方たくさんおられると思いますので、今回のモニタリングの中でそういったことを含めてこの原資、要するに限界コストについてご検討いただければありがたいなと思います。

それから、今回の印象なんですけど、限界コストの考え方そのものが各社、結構ばらばらな感じがします。その辺のところもある程度統一できるものであれば統一していただきながらやっていただければいいと思います。

それから、加えてですが、スポット以外にですが、我々も今利用しております4時間前市場ですね。供給力が3から5%以上ある場合は、当日、4時間前市場で原資を出していただいてやる手法ですけれども、これについてもモニタリングをいただいて、どういう状況かということを追加で調べていただければ大変ありがたいと思います。

それから、11ページ、すみません、ちょっとお聞きさせていただきたいと思います。

11ページでご説明ありましたけれども、これは、限界コストを出した結果、3月以降、非常に売り札がふえています。それから、システムプライス10%以内のところでも非常にふえていて、

今回の玉出しについては非常に効果があるといったようなお話ありました。これは月別に今出したものなんですけど、これについてなんですけど、我々、毎日いろんなデータ見てやっておりますので、月単位で売り札を集計するということになると、一見、取引量が単純に増加しているような感じを受けるんですが、実は、時間帯別に見ると、この実態とは少し違っているということを少しお話しします。

我々も約定量全体ふえているのは確認しております。ただし、システムプライス付近の約定量がふえたとしても、それは夜間の分。夜間の分が非常に今回ふえております。例えば、今年の今ごろとことしと比べると、夜間は約定量約2倍から3倍になっています。ですから、見た目にはふえていても、我々が一番流動性欲しい、高まってほしい部分でありますピーク時間帯の約定量というのはそんなに伸びていないんですね。

そういうこと考えて、月単位でこういった集計されるというのは確かに1つの目安にはなりませんが、もう少し実態を反映する形の集計方法、そういったものをお願いできれば大変ありがたいと思います。

次に、細かい話になって恐縮なんですけど、実際に運用している会社として、資料の中身について、もう少しお願いしたいと思います。

24ページの、例えばなんですけど、東北電力さんを1つの例としてお話しします。別に東北電力さんのことをお話しするつもりはございませんので。

これは各社の取り決め状況をあらわしたグラフなんですけれども、24ページにあります表の中で右の上ですね。スポット市場への売り入札量と予備率の関係というのがありますが、これ、整理の仕方を見ると、例えば東北電力さんですが、赤いグラフの線というのは供給予備率が書いてあります。これだけ予備率があれば、当然、売り札がたくさん出ているでしょうと、表を見れば思われるわけですね。実際に売りの入札ですけれども、非常に投入されているように思いますが、実を言いますと、買いの売り札が売りを上回っている状況って、我々の中では実際観察しております。なぜ、このように供給力がたくさんあるのに、売り札のほうが買い札よりも少ないことがあるといった状況があるか、その辺のところは我々もよくわかりませんが、こういった表を見た限り、そういうことはあり得ないと思っておられると思いますが、実はそうではない。昼間の状況ですけれども、そういった状況、実際ありました。1つの例ですが、4月の下旬だとか、それから6月の中・下旬ですね。それと7月の中旬に実際、数日あります。こういった状況が見えるような資料づくりといたしますか、そういったものもお願いできれば、本当に市場がすごい状況になっているのかどうかということモニターできるんじゃないかなと思いますので、これもまた、まとめ方含めて、よろしくお話ししたいと思います。

それと、この表の中で、8%予備力の説明ということで、東北電力さんの中でもオレンジ色の四角い部分があると思うんですけども、この中に、例えばですけども、緊急措置電源は除外しますとか、あるいは、系統運用上の理由でこの分は含めませんとか、あるいは、ポンプの揚水の部分で上揚げの水の量がちょっと小さいので全部は出ませんとか、いろいろ理由が書いてあると思うんですけども、ほかの各社さんの部分も読んでいただければ出ておるんですが、いろんな意味でそういった事情はまああると思うんですけども、このようなものを予備力の内容として事務局の方に、書いたコメントを精査いただいて、それが実際正しい内容なのかどうかということですね、そういったものを含めて予備力に反映できない理由をわかりやすくまとめていただきたい。これならば当然入れるべきものじゃないとかいったようなことも少し整理いただければ、ここに吹き出しで書くのではなくて、もう少しわかりやすくしていただきたいと思います。

いろいろと長々とお話ししましたが、そもそも、限界コストというベースのルールですが、これはどういうところに問題があるかなというのを我々いろいろ考えました。そこで、一般電気業者の各エリアで、自社のメリットオーダーに基づいて今は恐らく売値を決めておられると思います。実際には、経済的な電源から優先的に自社の需要につけておられる、これは当たり前だと思いますけれども、今は非常に収支厳しいですから、とにかく安い電源から順番につけていって、一番最後に残った、いわゆる採算の悪い電源、コストの高い電源が最後に出てくる、これはわかるんですね。そういったこともあるの、わかるんですが、一方で、非常に買いをたくさんされている一般電気事業者さんもおられます。2社ほどおられるんですが、そういった一般電気事業者さんの方というのは、恐らくですけども、自分たちの高いコストの電源を抑えながら、それでも少しでも安いものを市場から入れようと。経済行為ですから、当然あり得ると思うんですが、そういったことも実際やっておられます。その結果として我々は、そのために高い市場。市場がその分高くなります、当然。そういったことで、我々は毎日必要な部分を市場から調達するんですが、今回の玉出しによって何が起きているかということ、実際に高い札が出て、それを買わざるを得ない状況と、逆に、市場で安い電気を、安いで、総体的に安い電気を買われている電力会社さんの影響で我々は高い電気を買うことになってしまうといったような構造が現実にあると。そういった事実を考えて、一体何が限界コストなのかということをもう少し精査いただくということをモニターの中で今後いただきたい。数字についてもそうですけれども。ということをお願いしたいんですね。

最後にちょっと、おまけという話じゃないんですけども、今のページの欄外ですね。24ページ一番下の欄外にあるんですけども、今回は各社が前日にホームページで公開している翌日、または翌平日のピーク時の需給予測をもとに算出していると。次回からは、各社からの情報提供

をいただき云々と書いてあるというので、もう一步前進ということを我々は期待しますので、ぜひモニタリングの中で、電力会社さん、さらにデータの公開というか、そういうものをよろしくお願ひしたいと思います。

8%を超える分と超えない分の火力の原資は何なのかとか、そういったことを、公開、非公開は別にして、モニタリングの中で事務局のほうに何か連絡するとか、モニターの調査に協力いただいて、我々はその中身を知る必要はないと思うんですが、その内容について公平に事務局の方々に公開していただくことによって、より公平で透明性のある市場を今後つくらせていただきたいということをよろしくお願ひしたいと思います。

すみません、長くなりましたが、以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、山口委員からお願ひいたします。

○山口委員

大規模な情報システムのリスク管理とかセキュリティとかずっとやってきたので、その観点から2つだけ意見を。

1つは、資料5-1の22ページにある、必要となる情報処理システムというのを見ると、一般的にこういうのって、大規模な情報システムであって、かつ分散処理システムになっているわけですけども、こういうのをつくるときにぜひとも、パイロットシステムとかシミュレーターとか、そういうものをちゃんとつくって、悪い状況が起きるときにどういうシナリオになるのか、うまくときにはどの辺の性能が出るのかというのをよく実データを使って設計していくということをぜひともやっていただきたいなと思います。

それで、よくあるのが、大規模なこういう分散型のシステムつくるときに、デモデータとかサンプルデータとかいって、何となく自分でシンセサイズした人工的につくったデータを流して、ああ、うまくいったということあるんですけども、最近、やはりこういうシステムつくるときは実データ主義でありまして、そういった意味でも、システムをつくっていくときにそういうことをちゃんと設計していくということをこの広域機関をつくるときにもよく考えてやっていただきたい。

それから、うまくシステムが動いているときは時係数が長い、ゆっくりとした変化なんですけれども、トラブルが起きるときは時係数の短い、要するに、大変短時間に状態が変わっていくということが一般に観測されるので、そういうことも注意して、1つだけやらない。ちゃんと時係数の異なるものもやるって、これは釈迦に説法だと思いますけれども、そういうようなことをや

っていただきたいというふうに思います。

2つ目は、この資料の37ページだと思うんですけども、別に私が関西から来ているからというわけではありませんが、要件の5のところ、アクセスのしやすい交通の利便性の高い場所であること、これはいいんですけども、東京中心部って書いてあるんですね。東京中心部というのは、我々から見ると大変リスクが高いところでありまして、まず地震は来る可能性があるし、津波も来る可能性がありますし、また、富士山が噴火すると孤立する可能性がありますし、そういった意味では地域リスクの高いエリアと一般的に考えられているわけですし、国との関係とかいろいろ書いてありますけれども、組織をどこに置くかということ、システムをどういうふうに配置するかというのは合理的にリスクアセスメントの上でやっていただきたい。

いろんな理由から東京にシステムをたくさん置いている例はありますけれども、最近のデータセンター事業者とか見ると、例えば十勝平野に置いたり、あるいは岐阜県に置いたり、あるいは宮崎県に置いたり、地方に持っていったとしても、別にテレビ会議システムのオペレーションの自動化でも何でもできるので、今や、そういうところを考えて、組織のあり方とシステムのあり方というのを同一化させることはないで、そういった意味でこのロケーションについてはよく考えていただきたい。東京は危ないぞと改めて。別に、日本どこ行っても危ないんですけども、東京だけが安全なわけじゃないので、そういった観点、よく考えていただきたいというところ、その2点であります。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。後ほどまたシステムの話、何かありましたら事務局から。バックアップ等も含めまして、何かありましたらお話しいただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、次は中野委員ですね。お願いいたします。

○中野委員

ありがとうございます。東北電力の中野でございます。私、ずっと系統運用、需給運用のほう、担当しております。そういう実務者ということで少しお話をさせていただきたいと思います。

今回、広域系統運用機関につきましては、我々電力会社としても、この設立につきましては積極的に協力をさせていただきたいというふうに考えてございます。公平性、中立性を一層高めるということ、それから、広域的な運用を拡大するという観点から、我々としても必要な機関だというふうに考えてございます。

一方で、我々、実務をやっている人間からしますと、設立するためには、我々エリアの系統運

用者と広域機関との関係といいたいでしょうか、その役割分担、効率的に運用することが必要だと思いますので、その辺の業務フロー、それから役割分担などの詳細検討は重要なことかなというふうに考えております。そういうことにつきましても積極的に協力してまいりたいというふうに考えております。

あともう一点、ちょっとスケジュールに関してなんでございますけれども、資料でいいますと、資料5-1のほうの54ページにございますけれども、先ほど、安永調整官、それから座長のほうからもお話ありましたとおり、なかなかこれ、厳しいスケジュールでございます。我々、システムをつくるということを実務的にやってきた会社としましては、システムをつくっていくためには最低でも少なくとも2年ほどかかると。それをつくるためにも広域機関の業務規程、この基準に基づいて、指針に基づきましてつくっていく必要がございますので、ぜひこちらも早目の決定といいたいでしょうか、作業を進めていく必要があるというふうに考えております。こちらについても、先ほど、沖委員のほうからもありましたとおり、皆さんの意見を反映した形でつくっていく必要があると思います。なかなかこれも時間がかかると思いますので、早目にこの対応をしていく必要があるんじゃないかなと思います。

それからもう一点、機関の設置場所でございますけれども、こちらも資料にございましたけれども、先ほど、東京はどうかというお話もございましたけれども、この資料に出ているような要件が5つございますけれども、これを満足する場所というのはなかなか限定されるのかなというふうに考えておまして、電力会社としまして、自主的に少しこの辺の候補地の選定を始めてございます。候補地を検討、調査をしてございます。いろいろ資料にもあるように、場所が決まってからの整備というものが、電源とか情報機器とか、そういう整備の時間が必要でございます。そういうことで、これについても早目にご判断いただくということが必要かなと思いますので、我々が今、調査・検討を進めておりますので、その結果について次回以降、ご提案できればなどというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

じゃ、引き続きまして、野田委員からお願いいたします。

○野田委員

ありがとうございます。関西電力の野田でございます。

広域機関につきましては、電気事業者のほうからその必要性を提起させていただいたものでございまして、本機関を速やかに立ち上げて、その上で広域的な運営を着実に機能させることが重

要と考えております。とりわけ技術面を中心に、これまでも積極的に検討を進めてまいりました。皆様のご意見もぜひ賜りながら、電気を利用するすべてのお客様にとってよりよい制度となるように、実務を担う立場から課題や懸念の解消に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

こうした基本的な考え方のもと、本機関の大枠を決める上で確認しておきたい点について、3点ほどお話ししたいと思います。

まず1点目は、広域機関とエリアの送配電事業者との適切な責任分担ということであります。同機関の業務につきましては、先ほど、冒頭に説明がありましたけれども、今後は本内容をもとに、実務に即した検討を進めていかないといけないと思っております。中でも、議論にもありましたが、平常時はもとより、緊急時においてもエリアの送配電事業者が周波数の維持を担うというようなことを踏まえながら、本機関の指導・指示の範囲でありますとか、あるいはそのタイミングというようなことについて、さらに丁寧に整理していく必要があると思えますし、業務の重複が生じて対応が後手に回ることはないように、責任分担、あるいは指揮命令のあり方について明確にしていけないといけないというふうに思っております。

2点目は設備計画についてでありますけれども、計画策定に当たりましては、送配電事業者としても広域的運営の一層の推進を念頭に置きながらエリアの設備計画を立案し、本機関が広域的観点から検討や調整を行って、その計画が実現されることで日本全体の安定供給がより確実かつ効率的に達成されるというふうに考えております。これら設備の増強に関しては、系統利用者やひいてはお客様のご負担に直接つながるというようなことから、この計画が効率的でかつ現実的なものとなるように、地域事情でありますとかあるいは設備の実態を熟知している事業者の立場からも、検討の段階から決定に至るまで、積極的に協力してまいりたいと思っております。

それから3点目は、系統アクセスについてであります。電源の接続検討につきましては、これまでも私どものネットワークサービスセンター等において、中立・公正にお受けしてまいりましたが、接続いただく一部の事業者の方々に疑念を与えていることもありました。このことを真摯に受けとめながら、このようなことがないように、中立・公平に対応してまいりたいというふうに思っておりますし、また、こうした疑念を払拭するためにも、私どもの電源新增設などの際には本機関に申し込むというようなことで、一層の中立性を確保してまいりたいというふうに思っております。

以上、実務面から確認しておきたい点ということでご意見申し上げさせていただきましたが、このような点について十分ご審議を賜り、それらのご意見を踏まえながら、引き続き、電気を利用するすべてのお客様にとってよりよい制度となるように、これからもしっかりと協力してまい

りたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、SBエナジーの児玉さんのほうからお願いしたいと思います。

○児玉オブザーバー

本日は、藤井が出席できず、代理で参加しておりますSBエナジーの児玉と申します。非常に活発な議論聞かせていただきまして、電力各社の取り組みというものに非常に大きな期待を寄せております。その中で、再生エネルギー事業者という立場で少し意見を述べさせていただきたいと思っております。

皆様も、既にご存じのとおり、再生可能エネルギー、非常に活発に我々も展開させていただいておりますが、やはりその中で出てきます系統接続の問題というのが、昨年来ずっと言われているわけですが、その中でも北海道で非常に大きな需要、需要といわれますが、我々発電事業者からすると非常に適地であるから、非常に多くの施設がつくられた。しかしながら、受け入れ容量がもうなく、少しお腹いっぱいなのでもう入りませんというようなことが起きているというのは実態、足もとの現状でございます。これらは今後も太陽光でも風力でも当然起きてくると思っております。

そういった状況下で今回のこの機関が立ち上がるということに関して、我々として非常に大きく期待している次第であります。その部分としましては、広域での最適化ですね。先ほどもありましたが、周波数の調整であるとか、少々具体的になりますけれども、北本のような地域間系統の今後のあり方をどうするとか、そういった非常に重要な、大きな課題、骨太のところを是非この機関で積極的に議論していただきたいと思いますと考えます。再エネ事業者が頑張れば頑張るほど進まないという状況では、せつかくの買い取り制度上も好ましいことではないと思っております。是非このあたりを、よりこの機関で活発に、透明に議論していただければと。これは再エネ事業者の立場として申させていただきます。

あと、もう一つ、この資料の中（資料5-135ページ）にもありました中央給電指令所が行う監視の項目ということで、今、電力会社が監視する基本項目、様々な状況を監視されているということは存じ上げておりますが、やはり今、足もとで再生可能エネルギー、太陽光でも風力発電でも増えていくとなると、その監視項目の中には、もう少しピンポイントで日射がどうなっているかとか、風況がどうなっているか。それを全国広域で見させていただいて、九州では大雨だけれども、実は北海道ではピューピュー風が吹いているであるとか、また逆のケースもあると思うので、

ぜひ今回の監視項目の中の天候・気象というところにも、再生可能エネルギー活用の観点を折り込んだ議論にしていいただければ幸いかなと思った次第でございます。

皆様のご意見の中で既に大半が出ておりますので、弊社のほうからの意見としては以上とさせていただきます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、先ほど、稲垣委員が立てておられましたけれども、よろしいでしょうか。

○稲垣委員

論点も相当絞られてきたように思うんですけども、この中でぜひ事務局に至急やっていただきたいというか、やっていただくべきではないかと考えることがあります。

次の2点をお願いしたいんです。

1つは、実際に広域機関がかなめになるので、その政策形成能力とか、それから事業者から上がってくる情報の評価能力を持つ人材をどういうふうに確保し続けるのか。それから、継続的にそれを維持し続けるのか。これの計画もやはりきちっと目配りをしながらつくっていただきたいということです。今どうなっているか、矛盾はどこにあるかという、それぞれの事業者の中給にこういう専門的な能力を持つ人がいて、その人たちがつくった計画に基づいてそれぞれがやっていて、さまざまな問題で国民の課題が出てきてしまっている。今後どうなるかという、ここでの議論聞いていても、その人材というのは、やっぱりそれぞれの事業者にいるんですよね。この広域機関でも評価し、かつ政策形成し、計画するんだとか言っているけれども、実際にその人材というのは2年後にどれくらい確保できるめどがあるのかとか、どうやって今後も維持し続けるかという計画も、我々のこの機関を運用していくための重要なポイントだと思うんですよ。そのためには、この人材が会社に縛られない。しかも、ずっときちっと働き続けて能力を維持し続けられるという例えば資格制度を設けるとか、安心してこの業務に専念して、事業者と広域機関の間を行き来できる制度設計がほしい。ということをやらないと、工場の屋根じゃないですけども、出向者が来て、はい、2年後帰りますと。帰ったときのことを考えて組織で仕事をする、そういう組織になる可能性がある。こうなると幾ら人数がいてもだめなんですよ。ぜひこの広域機関で事業者から上げてきた計画とかさまざまな情報評価する能力を現実を持つ人というのが、実際、今の段階でどこにどれくらいいるのか、きちっと調べた上で、短・中・長期の計画を立てて、人材のキャリアパスをきちっと計画してもらいたいというのが1つです。

あわせて資金のリソースの制度設計にも目配りしてほしい。広域機関の活動や、大臣の判断は、

事業者から出される情報の精度に依存します。この情報収集と精度を確保するには金がかかります。しかし、この金のリソースはどうするのかについての議論はなされてない。報告書の中でも、これは法令上の義務だから、事業者は精度の高い情報を提供し、機関はそれをきちっと評価できるんだというふうになっている。事業者やこの広域機関がきちっと金のリソースを持つ制度設計がなければ、十分な情報と精度は確保できないわけで、その辺も目配りしていただきたい。

その上で二つ目の要望。今後なんですけれども、大まかなスケジュールは示されていますけれども、もう少し短期のスケジュール。課題を細かく入れたスケジュールをきちっと示す努力をしていただけたらと思います。それに従って議論をこの委員会でも進めていくと、より具体的な議論ができるんじゃないかと思うんですが。

以上です。失礼します。

○横山座長

具体的にどうもありがとうございました。

それでは、松村委員、お願いいたします。

○松村委員

まず、大橋委員からコストの意識のことについてご発言があったのですが、それは恐らく料金審査委員会だとか、あるいはひょっとしたら電力市場整備課に対するおしかりというか、もっとちゃんとやれということなのかなと思いました。託送料金だと費用削減の誘因がないが会費だとあるとは、さすがに経済学者である大橋委員が、前提条件も無くそんな珍妙なことを言うとは考えられませんから。託送料だって会費だって事業者の負担だし、転嫁されるからコスト意識が希薄になるとすればそれは託送料だって会費だって同じ。会費か託送料かの違いではなく負担金額決定の体系の問題のはずですから。

基本的に託送料金で賄えば、規制料金で基本的に賄うことになるはずですが。コスト削減の誘因がそれだとなくなるということであれば、この広域機関に限ることではなく、送電部門全体の問題になるわけです。広域機関が連系線をはじめとする基幹送電線の建設を命じれば、その費用は当然託送料で賄われることになり、そちらの額の方が潜在的にはシステム周りの投資費用より大きく、より重要です。託送料金の決定を規制でやる限り、一定のきちんとした査定なり、料金の制度設計なりということで担保していくしかない。その点についてちゃんとやれというご指摘だったのだと私は受けとめております。そうでなければ何を言っているのか、あれだけでは理解不能です。

実際に料金審査の段階では、E S C Jの会費のようなものはほぼ無条件で認めている。一定程度、効率的に運営されているということを前提としてそうなっているということですが、もっと

精査せよということをお願いしたいと思います。

それから、野田委員の発言で、よく理解できない部分が少しあったので、確認させてください。3点確認したいと発言されたのですが、私は確認したい点が一体何だったのかさっぱりわからなかったもので、あれで誰も異議を唱えなかったので確かに確認した、この後、異議は一切唱えないとこのWGで確認されたということになってしまうと非常にまずいと思ったので、一応私の理解を確認させていただきたい。

まだ詰めるべき多くの問題が残っている、役割分担だとかというようなことについて多くの問題が残っているの、それをきちんと詰めてこれから議論してくださいと指摘された点はよく理解しました。これが確認なら問題ありません。しかし、それ以上に具体的なことが幾つか出てきたのですが、それについて私は賛成しかねるので、これで確認したと言われたら困ります。

具体的にいうと、例えば周波数の調整は、平時は言うに及ばず、有事も基本的に地域がやるとかというようなことを当たり前の前提のように言われた。これは確かに事実です。しかし全く逆の側面もある。広域機関が有事にちゃんと役割を果たすためには、平時においても一定程度の情報をきちんと持ち、その周波数維持のためのいろんな設備計画だとかにも責任を持ち、一定の役割を果たしていかなければならないという見方もある。というよりこれが基本方針のはずです。意見は承りましたが、確認したわけではないということは確認させてください。

それから、連系線の計画。これも大橋委員のコメントとも関連しているのかもしれない。コストの問題がしばしば言われて、実際、野田委員からもそのように言われました。コストの点は非常に重要で、託送料に乗せるのだから、幾らでも設備つくってもいいなどということになったら、結局、電気代が上がるということになり、消費者の利益にもならないし、事業者の利益にもならないから、その点十分考慮することは必要だと思います。しかし一方で、今までこの基幹送電線や連系線の計画をほぼ一般電気事業者に任せていた結果として、整備が十分進まなかったのではないかという問題意識を持っている人がいるということはきちんと認識していただきたい。コストのことをおっしゃったのは正しいと思いますが、しかし、関西電力のご出身の方がそういうこと言うのかと私は正直呆れています。連系線の整備のために必要だったコストと、震災前に関西電力がオール電化営業のために投入していたコストを比較してみてください。連系線の費用を1年当たりに直し、仮に系統容量比で負担するとしたときの比率をかけた関電負担分が、震災前に毎年湯水のように使った、は言い過ぎかもしれませんが、かつて毎年使った膨大な普及開発費と比べ、大きな費用と本当に言えるのでしょうか。あれだけ潤沢なコストを平気で使って電気料金に乗せていた事業者が、大災害のときにも役に立ち、平時にも役に立ち、いろんな形で社会的に意義の大きな連系線の整備に関してあれほど消極的だったこのコスト感覚は、到底理解しかねま

す。あれだけオール電化営業に費用を使い、それを料金原価に入れて消費者に負担させていた企業が、基幹送電線整備に関しては急に消費者への費用負担を言い立て整備に消極的になるのを何度も何度も何度も何度も聞かされていると、費用は単なる口実で、結果的に競争を促進しかねない基幹送電線投資を阻害するのが目的だったのではないかと疑いたくもなります。そのような疑念を招かないためにも、きちんと基幹送電線の計画機能を公益的な目的を持った広域機関に任せることが非常に重要だと思います。したがって、基幹送電線や連系線の計画に関しては、相当程度の機能を広域機関が持つべきだと考えます。意見を伺ったというのは確認しましたが、野田委員の基本的な考え方を確認したのではないということだけは確認させてください。今までの一般電気事業者の、とりわけ現場の方のご苦労は私を含め多くの者が感謝しているし、高く評価しているとしても、連系線や基幹送電線の建設計画に現れるパフォーマンスについては必ずしも高く評価されていない、評価していない者がいることに対する一般電気事業者の自覚が足りないのではないか、そんな心配をさせる発言にも聞こえたので、念のため確認しました。

以上です。

○横山座長

わかりました。

ほかにかがででしょうか。まだ発言されてない方、おられますでしょうか。

じゃ、辰巳委員からお願いします。

○辰巳委員

先ほど、最後のほうに稲垣先生がおっしゃっていた人材の確保の件なんですけれども、まさに出向のような形で電力会社さんから2年間とか3年間だけ行って、また戻ってというふうなことがあり得るとは私は思っておりませんで、全然。そんなことがあったらば、先ほどから話題になっている公正性だったり中立性だったりというのが全く確保できないのかなというふうに思っておりますし、その点に関してはシステム改革委員会の折にもかなり話題になっておりまして、だからそういう発想は出てこないというふうに私は思っております。やっぱり専属でここできちんと仕事してくださる人ということを願っております。だから、先ほど、林先生がおっしゃったように、ここで働くことが本当にプライドを持って働けるんだというふうな形になる人を育てるような組織になってほしいというふうに私は思っておりますので、よろしくをお願いします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ご質問が出ました。電発へのご質問もありましたので、もし寺島さんのほうから何かありましたらお願いしたいと思います。

○寺島委員

卸電力市場の活性化に向けての資料につきましては、資料5-2の中で、一般電気事業者の取り組み状況のご紹介あったかと思っております。それに対して圓尾委員のほうからは、一方の当事者としての電源開発はどう考えているのかというご質問だったかと思えます。もう時間も過ぎているので、簡単に申し上げさせていただきますと、卸電力市場の活性化に向けた政策ということについては非常に大切なことだと思っております。先ほど、辰巳委員のほうからも、卸電力市場の活性化というのは企業努力としてやるべきであるというお話をいただいたと思えます。消費者の立場、需要家さんの立場からすれば、小売市場の活性化というのが需要家さんの利益につながり、小売市場の活性化には卸電力市場の活性化が必要だというのが政策的な観点だというふうに認識しております。

その意味では、当社の場合につきましては、平成15年の電気事業分科会の骨格答申の中でも、民営化することになる電源開発については、新たな制度の枠組の中での役割が期待されるという言葉があったことも記憶しております。その一方で、圓尾委員のほうからもご発言あったとおり、契約があるという前提でございますので、契約の合意が必要となるということはおっしゃるとおりでございます。当社も、一般電気事業者の取り組みの一方の当事者であることは間違いないこととございまして、そういう意味ではこの政策に則りまして、引き続きしっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。ひとつよろしく願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大体皆さんご発言いただいておりますが、E S C Jの江川さんからお願いします。

○江川オブザーバー

どうもありがとうございます。

本日、いろいろお話ありましたように、全く新しい機関が作られていくということとございませぬけれども、実際の運用というのは切れ目なく続いていくものですので、その辺、スムーズな引き継ぎができるように、いろいろご要望とかご意見承るということで私の方は出席させていただいているのではないかとと思っております。

具体的には、先ほど、圓尾さんのほうから評議会についてご質問があったかと思えますので、事務局さんの方からもお答えいただけたと思えますが、ご指名いただきましたので、私からも説明させていただきます。

資料の57ページに現在のE S C Jの評議会の組織が書いてある資料がございますが、現在のE S C Jの場合には、このように評議会に評議員が10名いらっしゃいまして、利害関係者から独立

した視点で業務チェックいただいております。評議員の選任は総会で決議されるという形になっております。新機関の今回の資料を見させていただきますと、大きな違いとして新しい機関の会員は全て事業者さんということで、現在のESCJの場合には会員総会に中立者が現在34名入られていますけれども、新機関さんの場合には総会は事業者のみということで、その辺のところから評議委員会の位置づけは大きく違ってくるのかなというふうに考えられるかなと思います。これは私の解釈かもしれないですけども。

現在の評議会のメンバーは、そこに書いてございますように、学識経験者を中心に、需要家さんとして鉄道会社さんですとかそういう大きな需要家さん。それから、消費者団体の代表の方も入っていただいておりますし、いわゆるシンクタンクと言われるようなところの代表者の方も入っていただいております。

評議会の役割は、理事会に提言をいただくわけですけども、位置づけに関しては、初期の頃の評議会の議長に、先ほど、ちょっとお名前も出ました、八田先生にさせていただいたというような位置づけの評議会になっております。個人名を出すのはよくなかったかもしれませんが、位置づけがわかりやすいと思い、付け加えさせていただきました。

いろいろご質問があればお答えするという立場で出席していましたが、今日、気がついたところはその辺かなと思います。

ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員、最後に、よろしくお願いいたします。

○大橋委員

すみません、皆さんお腹減っているところなので、手短かにやりたいのですが、託送というか、このコストをどう置くのかというのに関心を持っていて、行政の審査というのに必ずしも信をおいてない人間からすると、実際問題として精査をするというのはなかなか難しいんだと思うんです。そういう観点からすると、経済学的に見ても、何らかのインセンティブと結びつけた形でやっていったほうがいいんじゃないかと。

つまり、例えば会員費と投資との間の関係、要するに、支出がふえれば会員費も上がり、残りの分を託送費に乗せるとかすることで参加している加盟の方々もコスト意識を発揮させられるようになるんじゃないかとか、ちょっと工夫の余地というのは多分幾つかあり得るような気がしていて、そのあたり、知恵を絞っていただけるようであると、一消費者としても安心かなというところがあります。

すみません、蛇足です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大分時間も押してまいりました。もう少し議論をできればとは思いますが、ご予定もあるかと思しますので、幾つかご質問もいただいていますので、もし事務局からお答えいただけるようであればお願いいたします。

○安永調整官

まず、取引市場の、あるいは卸売市場のモニタリングにつきまして、いろいろご指摘をちょうだいいたしました。今後も引き続きモニタリングを行ってまいります際に、きょういただいたご指摘。そもそも何のためにこのモニタリングをしているのかというところも踏まえて、引き続き進めていきたいというふうに思っております。

それから、松村委員から、野田委員は何を確認したのかというお話がございました。事務局の理解といたしましては、野田委員がおっしゃられたのは、今後検討していく際に、こういった点も踏まえた検討をしてほしいという、確認というよりはご要望に近い形のものであったのかなど。

それから、野田委員のご指摘の3点目は、むしろ要望というよりは決意表明と。電力会社としてもこの機関をいかに中立にしていくかという観点から、自社の電源の接続検討もこの機関に出すというむしろ決意表明であったというふうに理解をしております。

それから、確認シリーズで、松村委員からの確認ということで、市場の取引がふえたのは自主的取り組みのせいではなくて、ブロック取引ができたからではないかというご指摘がありました。今回、事務局として、今回の市場の取り組みや結果がよかったのか、悪かったのかということ今回特に資料として評価をしておりますけれども、特にこのブロック取引があったからであって、自主的取り組みのせいではないということも言えないと思いますし、したがって、ここはブロック取引がふえたおかげかもしれないし、でも、自主的取り組みで出したからかもしれないという両面あるのではないかというふうに考えております。

先生、ご異論あるかもしれませんが、今後、そういうところももっときちんと見ていくというモニタリングをしていくのかなというふうに思います。

それから、圓尾委員から、評議員を例えば認可するといったことも大事じゃないかというコメントいただきましたけれども、資料42ページに書いております電気事業法の改正案では、評議員は認可を受けて理事長が任命するという形になっておりますので、行政が関与するというところでございます。

それから、辰巳委員から、この機関の運営費用はコストも含めて透明だといい、よく見えると

いいということがございます。電事法の改正案では、まず財務諸表は公表するというを書いている。それから、資料の47ページ左側のほうで、後でござんいただければと思いますけれども、例えばこの業務のやり方、業務規程で記載すべき事項として、業務の公開原則というのをいろいろ定めたらいいのではないかというようなことを、これは論点という形ですけれども、ご提案をしております。今後、こういったことを踏まえて設計していくということかなと思います。

それから、山口委員から、都心はリスクが高いのではないかとご指摘ございました。この資料にも書いてございますけれども、バックアップのシステムをどこに置くかということも含めて、よく考えていきたいというふうに思っております。

漏れがもしございましたらご指摘いただければと思いますけれども、ほかにもいろいろいただいたご意見は、今後の検討に反映というか、踏まえて、またご議論いただけるように準備をしたいと思っております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それじゃ、松村委員、何かコメントありましたらお願いしたいと思います。

○松村委員

時間がないところで申し訳ない。私の発言を事務局は誤解したと思うので、誤解を招くような表現をしたことお詫びします。

私が確認しなかったのは、16ページまでのところは市場の評価であって、自主的取り組みの評価ではないということ。ブロック商品を入れたから取引が増えただけで、これ以外の自主的な取り組みの効果はないなど言ったつもりは全くありません。ブロック商品を導入したこと自体、一般電気事業者の自主的な取り組みの効果ではないので、これが含まれている資料の部分は、自主的取り組みの評価として書かれたものではない、資料のこの部分を引用して一般電気事業者の取り組みが評価されたというのは完全な誤解。この当たり前の点を確認しただけです。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、時間になりましたので、25分ほどオーバーをしておりますので、本日の議論、活発にご議論していただきましてありがとうございました。大変貴重なご意見いただきました。広域的運営推進機関のことにつきましては、計画や運用の業務におきまして、自主的に機能するもの、またその責任の明確化というものをしっかりしてほしいというようなご意見がありましたし、そのルールをつくるときの、策定するときの中立性というものをしっかりと担保してほしい。これはもう当然のことだというふうに思います。それから、大きな問題として、人材の確保・育成に

ついてもいろいろご意見をいただきました。大変重要な問題だというふうに思っております。

このような問題、本日の議論も踏まえまして、事務局さん、関係事業者さんにおかれましてはぜひ引き続き検討を進めていただきまして、進捗に応じまして、このワーキンググループにおいてもさらに検討を進めさせて議論させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、卸電力市場の活性化につきましても、集計方法、まとめ方にもう少し工夫をしてほしいとか、いろいろご意見もいただきました。行政におきましてもしっかりとモニタリングを今後も進めていただきたいというふうに思います。

ということで、次回以降、他の論点についても議論して、引き続き、この詳細制度設計の検討を進めてまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、本日、長時間にわたりましてご議論いただきましてありがとうございます。最後に、安永さんより今後のスケジュールについてちょっとお話がございますので、よろしくお願ひします。

○安永調整官

ありがとうございました。

本日は特に、第1段階の改革内容でございます、広域的運営推進機関を中心にご議論いただきましたけれども、次回以降、第2段階の改革内容でございます、小売の全面自由化などの他のテーマについても今後議論いただけるように、準備を進めてまいりたいと思っております。

日程につきましては、調整の上、改めてご連絡させていただきますけれども、大体、9月の中・下旬ごろを目安に開催できるように準備をさせていただきたいと思っております。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、次回、9月の中・下旬ごろでございます。よろしくお願ひいたします。

これをもちまして、第1回制度設計ワーキンググループを閉会したいと思います。

どうもありがとうございました。

——了——

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 政策課電力改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879